

平成28年第2回定例会議事日程（第3号）

平成28年6月21日（火）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

岸 本 加代子 議 員

是 石 利 彦 議 員

梅 津 義 信 議 員

山 本 定 生 議 員

太 田 文 則 議 員

平成28年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 平成28年6月21日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月21日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋
 5番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	田中 修
教 育 長	園田 陽一	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	上西 裕
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	峯本 安昭	上下水道課長	赤尾 肇一
教 務 課 長	江河 厚志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに、議長よりお願いがございます。発言はかならず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をお願いいたします。

また、本日は、傍聴の皆さんありがとうございます。お忙しい中を傍聴に来ていただきありがとうございます。特に、ちょっとお願いがございますが、拍手、発言等は禁じられておりますので、その点をよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に梅津議員、横川議員の2名を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（若山 征洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。質問は通告の内容に沿ってお願いいたします。質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また、答弁者につきましても、効率的な議事運営への御協力をお願いいたします。時間の経過は議場内に表示されておりますので、諸費時間を確認し、厳守してください。

1番、岸本加代子議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。今回は、3つの問題で質問をさせていただきます。

まず第1番目、防災対策について。

4月14日を初日として、熊本県熊本地方に発生した熊本地震が震度7から5という大きな揺れが数回、それ以下の揺れは長期間にわたり、1,000回を超えるなど、これまで経験したことのない新しいタイプの地震だと言われております。従来の耐震基準は通用せず、補強を終えた避難場所の建物さえ被害を受けています。その結果、車中泊、テント暮らしなどを住民は強いられ

ることになりました。

本町では、災害予防、災害時の応急救援対策、復旧・復興対策を内容とする、防災計画が作成されております。今回の経験を踏まえ、計画のさらなる充実が求められます。

まず、どのように認識されているか、そして既に何らかの具体的な対策が検討されていれば、その報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回の熊本地震は、震度7が連続して発生するという未曾有の大災害となりました。今後この災害を教訓に、国において災害対策基本法などが改正され、連続して発生する大地震に対応した災害時の運用マニュアル等が示されるのではないかとこのように考えております。

吉富町においては、現在の地域防災計画での想定では、周防灘断層群地震による最大震度6弱と想定をしておりますが、この想定を超える地震も考えられますので、災害対策基本法等の改正や、国・県または専門家などのこの地震に関するさまざまな検証の成果を踏まえ、吉富町の地域防災計画を見直ししたいと思っております。現時点では、特に大きな動きはございません。今後の状況を見ながら改正をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この間の地震の報道や、それから現地からの報告などを読みますと、避難場所への物資の供給ルートの早期確保がなかなか難しかった。

それから、福祉避難所も含めて、避難所で活躍するマンパワーの確保が大変難しかった。それから、要するに避難場所も被害を受けていますので、車中泊とか、テント暮らしなどを強いられる中で、エコノミークラス症候群など、そういったものへの対応が強く求められたとかというようなことを、そういった報告を受けながら私は思いました。

吉富町の防災計画、完全にきちんと読んでいないんですけども、読んでみますと、マンパワーの確保とかについても、それからエコノミークラス症候群の問題についてもきちんと明記してありました。それらが本当にスムーズに、多分、益城町や被害に遭った南阿蘇村とかでも、この防災計画があったと思うんですね。ところがそれがなかなかスムーズに機能しなかったということと言えますので、その辺をもっと充実させていく、きめ細かい対応が必要じゃないかというふうに思います。

それから、同僚議員が後でまた質問されるようですが、福祉避難所の数も防災計画の中では1カ所指定されておりますけれども、これも高齢社会の中でふやしていく必要があるんじゃないかなと考えました。この点、いかがでしょうか。そこら辺の認識についてはどのようにお考えで

しょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今回、連続して大きな地震が起こるというような想定をしていないような地震になりました。本町もやはり連続して起こるというふうな想定はしておりませんので、今後、連続して起こる地震に対してどうするかというような対策も、国・県の検証を踏まえながら考えていかなければならないというふうに思っております。

福祉避難所については、今現在おっしゃるように1カ所しか指定をしておりません。町内にも特別養護老人ホームや老人介護施設などがございますので、そういったところと契約を締結して、福祉避難所として指定させていただきたいというふうに今検討しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の地震を受けて議会も議会なりのことを、今、していこうとしております。広く住民の皆さんの御意見も聞かれて、よりよい防災計画がつけられていくように、私も個人としても議会人としても努力していきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。幸子神揚げの県の土砂災害特別警戒区域に指定されている急傾斜地への対応のその後の進展についてお尋ねいたします。

この問題は3月議会で取り上げました。その後御承知のように地震が起こりました。このあたりも影響を受けていることが考えられます。また、梅雨に入り雨量がふえ、地盤が緩む可能性もあります。対応は急ぐ必要があると思っております。その後の対応が何かありましたら、報告をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

幸子神揚地区の急傾斜地区につきましては、先日5月に入ってからなんですけども、地震の後ですね、5月に入ってから福岡県の県土整備事務所の職員と一緒に現地を確認し、どのような対応ができるかを検討いたしました。その結果、現段階では、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業の要件には残念ながら該当しないという回答をいただきました。

県事業の要件は、崖の斜面の角度が30度以上、かつ高さが10メートル以上で、斜面の下に10戸以上の集落があるということが条件のようでした。神揚地区につきましては、どちらも要件に満たさないということでした。

そういうことですので、今後も何かよい方法はないかと検討はしてはまいります。現段階においては、急傾斜地の近くにお住まいの方には、危険個所が近くにあるという認識を持っていただき、大雨の際には避難ができるよう、日ごろから備えていただくよう周知に取り組ん

でいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） たしかではないんですけども、行政懇談会の折に地域の皆さんからこのことが出たと聞いているんですけども、地域の皆さんはどのような御意見をお持ちなんでしょうか。それにどのように対応されてるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

行政懇談会の際にこの問題が出ました。実はそれを受けて、その次の次の日ですか、次の日がちょっと雨だったんで、次の次の日に見に行きました。それを質問された方も同じく立ち会って、状況を現地の人と住民の方と我々と県の職員が確認した上で説明をしましたので、それはもうそういうことなのだろうということになりましたけども、その方は今すぐにどうしてくれというようには言ってない。ただ、役場としてこういう状況であるというのを認識しておいてほしいという趣旨なんだということをおっしゃったので、それはもう十分認識しております。福岡県もこうやって見てくれたので、十分お互い認識しておりますという話をしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 東日本大震災の後に、こういう土砂災害とか、そういった被害に対する対応も変わってきているんじゃないかと思うんですね。今後も、また新しいタイプの地震ということで、国のほうもいろいろな施策を今から出してくると思いますし、こちらからも危険は危険なので、何らかの対策を国・県もとるように、ぜひ町としても働きかけをしていただきたいと思います。

3番目の問題です。

個人住宅の耐震診断と耐震改修に関して、住民を支援する制度があります。一つは耐震診断アドバイザーの派遣、もう一つは耐震改修促進事業補助金制度です。これが町内でどのくらい利用があるのか、実績をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

この事業につきましては、過去2回にわたり住民向けの説明会を開催する予定で、「広報よしみ」や防災行政無線で参加を呼びかけましたが、残念ながら参加者がなく、説明会の開催には至っておりません。今のところ、申し込みもないという状況になっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そういう説明会に住民の皆さんが来なかったということなんですけど、広報でたしかされましたよね、広報でされたかと思います。今、何となくこのあたりは地震はないんじゃないかみたいな認識があったかと思うんですけど、熊本というところで、こんな大きな地震が起こって、なおかつ私たちも揺れを経験しております。

住民の皆さんの認識は、変わっていていると思うんです。これはぜひ、大切なことなので広報やあるいは説明会についても、ぜひ周知をこれからもしていただきたいと思いますが、その点お願いしたいんですけど、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど申し上げましたように、過去2回「広報よしとみ」、27年の10月号、28年の1月号に2回載せまして、開催の前には防災行政無線で呼びかけをいたしております。今、議員さんおっしゃるように、今回のこの熊本地震を受けて、住民の皆様も耐震改修に対する意識が、変化があったのでないかと思っておりますので、この制度を改めて周知していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この制度の後者のほうですね、耐震改修促進事業補助制度、これはたしか私が知っている限りでは、平成28年度で終わる事業じゃなかったかと思いますが、ぜひ町からも延長するように要望していただきたいと思います。もしかしたら、もう延長ということがきているのかもしれませんが、その点どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これは県の補助事業を受けて、町でやっている事業でありまして、県のほうも1年間延長しております。今後も熊本地震を受けて、県のほうも延長していくんではないかというふうに思っております。また、町としても延長してほしいというふうに要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この防災の問題はとても大事な問題です。本当に住民の皆さんの命と財産と健康を守るのが、地方自治体の役目でもありますので、その点よろしく願いいたします。

では、次の学校給食の補助の問題について移らせていただきます。

議長、順番を1、2、3としているんですけども、1番目の財源問題を最後にしたいと思

ます。よろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○議員（8番 岸本加代子君） じゃ、よろしくをお願いします。

まず、多子世帯の問題についてお聞きいたします。

一つの例を申し上げたいと思います。中学生が1人、小学生が3人のお子さんがいらっしゃるという御家庭があります。中学生の給食費が1カ月5,000円と小学生4,500円、3人分で1万3,500円、計1万8,500円です。約2万円ですね、この御家庭の収入は、御夫婦で約25万円です。その家の主婦の方がおっしゃっていたんですけど、家賃から光熱費から何からの支払があって、生活は全く余裕がないとのことでした。全くそうだろうなというふうに思っております。現在、吉富小学校で2人以上の子供のいる世帯はどのくらいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 2人以上おる家庭の数ですか。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○教育長（園田 陽一君） ちょっと把握しておりませんが。

○議員（8番 岸本加代子君） そうですか。

○教育長（園田 陽一君） はい。済みません。準用保護とかそういうことにつきましてはしておりますが。よろしいでしょうか。済みません。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

○議員（8番 岸本加代子君） はい。

○議長（若山 征洋君） はい、岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 要するに複数の子供がいる世帯、一人っ子じゃない、だから子供の数イコール世帯数じゃないですよ。子供達が何人かいらっしゃると思う、2人ないし3人という方多いと思いますので、その世帯数がわかれば、後でいいですのでお願いいたします。

例えば、保育料の場合、第2子は減額され、本町の場合、第3子以降は無料となっております。保育料というのは所得に応じて決まる額なんですけど、こういう保育料に子育て支援がなされております。

給食費は保護者の所得とは全く関係がなくて、一律な額の負担が求められているわけです。この給食費に対しても保育料同様の支援が行われるべきだと考えます。財源のあるなし、財源の問題は全く考えずに、お金があるかないかは全く考えずに理念として、やはりこういう保育料がこういうことになっている、こういう状態で子育て支援がなされているのならば、給食費にも2人目、3人目に対して補助がなされるべきだというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

か。理念として結構です。

○議長（若山 征洋君） 教育長、答弁。

○教育長（園田 陽一君） 経済的なことは抜きにしてということでございますね。

保育料につきましてはあれですが、給食費そのものにつきましては、法的な解釈に基づきまして実施しているわけでございます。ですから、給食費につきましては、運営費それから人件費とか、施設費そういったものが町が負担するんだと。そして食材につきましては保護者が負担する。そういった法的な解釈に基づきまして、実施しておりますし、これもやっていくべきことではないかと、そのように思っているところでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、教育長が言われたのは、多分その学校給食法に基づくものだと思うんですね。

これ前も議場で私反論しましたけれども、これは、給食費と経費の負担区分を区別したものであって、これをもって給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないということが、国会答弁の中でかつて、もうかなり前に出されております。

だから法律が云々というのはそれは通らいとか、それは違うと思うんです。私が言っているのは、もう一度聞きますけれども、だから今、教育長が言われたことに対してはそういうふうに反論いたします。法律云々ということは関係ありません。

仮に法律があったとしても、払わなければならないと、負担しなければならないというものがあつたとしても、それは保育料も一緒ですよ、保育料もそうです。でも、保育料には第2子、第3子に子育て支援としての負担軽減がなされています。ならば、給食費にも同じように負担軽減をするべきだと思うんですね。

特に、今、保護世帯が、貧困が広がっています。全国各地で給食費への補助が広がってきております。これは認識されていると思うんですけれども。だから、もう一回お聞きします。何度も言いますが、学校給食法のそれは当たらないということ。仮に法律に基づくものであつたとしても、保育料も給食費に対しても第2子、第3子同様にすべきだという、そういうものとして学校給食費に財源は関係なくて理念としてするべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 保育料のことを言われましたが、幼稚園と保育園あろうかと思っておりますが、幼稚園につきましては、委員会の管轄でございますが、幼稚園につきましては、給食費の補助はしておりません。

それから、保育料、保育園につきましては、第3子が無料ということをしているわけでございます。だからそこら辺のすみ分けは、きちっと私のほうも委員会としては要するに給食費につき

ましては、やはり食材は保護者が負担するものであると、そういう理念に基づいて考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3回目なんですけれども、ちょっとよくわかりませんでした。要するに文科省と厚労省の違いということなんかだと思いますが、3回目なので、この問題はまた別に、今後も議論していきたいと思います。

3番目のほうにいきます。

吉富小学校の給食費の補助についてお尋ねいたします。

これまで教育長の答弁では、子育て支援としても、定住化策としても給食費への補助は有効であると、しかし財源的に考えると厳しいという、というものであったかと思いますが、私これ議事録を拾ってまとめたんですけど、この私の認識に間違いはないでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 財源の問題一つあります。それと当初から申し上げておりますように、法的な解釈ということにつきましてどうかということ、それからもう一つは経済的に困難な方につきましては、既に就学援助をしていると、そういったことを従前から申し上げているところがございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの学校給食法第11条に関することは、国会答弁で、これは補助を禁止するものではないという明確な答弁がなされておるんですね。だから、この法律をもって補助はしないというのは当たらないと思うんですね。2回目ですよ、私これ。それと、そのことについて、じゃ、どう考えられるかっていうこと。

今までは、財源というのがかなり大きく言われたかと思うんですけど、今もまた、財源の問題とこの学校給食法のことを言われました。この学校給食法のことについて、私も反論したんですけど、これに対してはどうお答えになるのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 学校給食法の理解につきましては、今、岸本議員さんの言われたとおりで私もそのように認識はしております。ですから、町が給食の補助をすることを禁止するものではないという、そういったことは私も十分承知はしているところがございます。

やはり、そういった点ではありますが、町は限られた財源の中で義務的な経緯も含めて、本町の住民にとってその時代、時代でニーズにあった事業、そういった将来に必要なための事業の優先

順位等も決めてやっていかなければならないのではないかと考えております。

教育部門での予算というのも、当然限られているわけでございます。現在、学校教育の充実ということで、委員会といたしましても学力向上、体力向上、特別支援教育、そして教育環境の整備等を着々と行っているところでございます。

そのような中で、また繰り返しになりますが給食費の件のいいわけでございますが、一度補助することに決めた場合、やはりなかなか先の財源の見通しが見つからないのでやめるとか、そういったことがあってはいけない。そういうことを十分配慮しながら考えた場合、今、現在行っている事業よりも優先して行くべきあるものであるとは、現段階では思っておりません。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、教育長は法律上補助してよいということは、今聞かせていただきました、そのお考えは。今言われたことをまとめてみると、限られた財源の中でさまざまなことをやらなければならなくて、その中に、優先順位として学校給食費への補助は、今のところ入っていない、ということよろしいのかどうかということと。

私、先ほどから何回も言うんですけど、財源の問題は抜きにして、理念として学校給食費への補助は必要だというふうにお考えかどうかということを知りたいんですね。その理由を言いますと、今、すごい貧困が広がっていますよね。もう御存じだと思います。そういう中で、保護者の世帯がとても苦しい中で、子育て支援として、まず1点あります。

それから、安心して子育てできるまちとして、それは人口増につながっていく。定住化にもつながるでしょうし、出産にもつながるでしょう。それから、移動にもつながってくるかもしれません。それから、もう一つは子供たちの教育を守るという観点ですね。学校給食というのは教育の一環です。その教育を守るという点からも、これは必要だと思います。

私の教育長のお考えに対する、先ほどの私の認識が正しいかどうかということと、今、私が申し上げた中で、もう一度、財源の問題をさておき、理念として学校給食費への補助は必要ではないかということについて、どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 最初の質問ですが、優先順位云々につきましては、やはりこれは私個人で判断することではございません。いろんな課全体、町部局とも話をしながら進めていかなければいけないことなので、その点については御了解いただきたいと思います。

それから、既に就学援助につきましては、何回も申し上げますが、経済的な困難な家庭につきましては補助をしているわけでございます。その中に、きちっと給食費として毎月援助費を出しております。そういったことを、今もやられているし、今もまた委員会のほうに申請書を出して

されている方もおられます。

そういったことで、給食費につきましては、今のところ無償にするとか、ほかに援助をするとかそういった考えはないということ、従来から申し上げているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと4回目なんですけど、いいですか。

○議長（若山 征洋君） うーん、またね……。 （発言する者あり）

○議員（8番 岸本加代子君） 次の2回でまとめますので、もう一回、いいですか。

○議長（若山 征洋君） はい、じゃあ。

○議員（8番 岸本加代子君） 教育長にお聞きします。教育長として子供たちへの給食への補助は、必要ではないというお考えなんですか。その点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 総合的に考えまして今の段階では、まだそこまで考えていないと、そういうことで理解をしていただければと思っております。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと今のは曖昧でした。きちんと答えてください。今の段階では……。

○議長（若山 征洋君） もう、岸本議員……。

○議員（8番 岸本加代子君） いえいえ、今のは答えていないんです。曖昧です。私は子供たちへの給食の。

○議長（若山 征洋君） 挙手をして言うてください。

○議員（8番 岸本加代子君） 5回目になりますけど、いいですか。

○議長（若山 征洋君） いいですから、言うてください。何を言いたいんか。

○議員（8番 岸本加代子君） 今の段階ではとか、それとかいろいろおっしゃいましたけれども、もう端的に私、聞きたいんです。

教育長として、子供たちを守る立場から、給食への補助は必要がないというふうにおっしゃるんでしょうか。その辺、必要があるのかないのか、あるけれども今はできないのと、いやないと言うのは全然違うんですね。その点はっきりお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今の時点では考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） じゃ、次に移ってください。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） では、この問題でいつも言われる財源問題について言います。

吉富小学校の子供たちの給食費を完全無料にした場合、幾らかかるか。これまでの議論の中で、約ですけれども1,500万円と認識しております。それでいいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 前回と若干人数は違いますが、大体、私もそのように1,500万円ということでもいいのではないかと考えております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これが最後になりますので、ちょっと幾つか言います。

例年、決算時には一般会計で約1億円の剰余金が過去出ていると認識しております。さらに、先日の本会議で、こども医療に関する県の補助の拡充が、ことし10月からなされ約300万円負担が少なくなるとの報告がありました。まず、この2点が間違いないかどうか、毎年1億円、それと300万円。

単純に考えて、これらのことから財政的に補助が無理ではないというふうに考えております。例えば、これまでより負担が減る300万円を使えば、一人当たり月額約1,000円減額することができます。私はここから始めるべきだと考えております。数量的にやる気があれば、この300万円を使って一人当たり月額1,000円を減額することが可能なんですね。ここから始めるべきだと訴えているんですけども、これに対してどうか。これが、もしかやれないと言われると、どうもやる気がないということになるかと思えます。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） まず、単年度の決算のところという質問がございましたので、お答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、確かに一般会計の単年度収支では1億以上の繰越金といいますが、歳入歳出の差がございます。ただ、ございますが、その財源として歳入側には基金を崩しての繰入金等がございますので、純粋にその分の支出等の差があつて、財源的にゆとりがあるというようなことではないということでございます。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 答えていない。それだけじゃなかった。

○議長（若山 征洋君） もう一度、あなたの質問を言って。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） わたしはもう幾つか言ったんですけど、こども医療費の関係で300万円負担が少なくなるという報告が、本会議の中でありました。その300万円を使って、今までよりも負担が減る300万円というお金がここにあるわけです。どっからか捻出してこなくてもここにあるわけです。

本当にやる気があるならば、財源がない、財源がないとおっしゃいますけど、やる気があるの

ならば、この300万円を使えば一人月額1,000円減額することは可能だと思いますね、数量的に計算式というか。で、これはするべきだけれどもどうかと、これがしないというのならば、それは財政的にないとかじゃなくて、やる気がないということになるんですね。この点についてお答えください。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） 今300万円云々とかこう言っていますが、あくまでも数字だけの計算でありまして、町にはいろんな町独自の事業等があるのではなからうかと思っております。その前後には、やはり毎年必ず必要である一般的な行政経費もあると思っております。その中で、この学校給食費の補助を優先して行うべきではないと、そのように今のところ考えております。まあ、先ほどの繰り返しになるかと思いますが、私の考えでございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 非常に残念な答弁です。この問題は、ずっとまた議論していきたいと思えます。

最後の3番目ですね。高齢者の暮らしの問題です。

まず最初に、ごみ回収に関する支援のあり方の現状と今後についてお尋ねいたします。

団塊世代が高齢者となり、これからも高齢者は増加していきます。当然、高齢者のひとり世帯、老々世帯も多くなるでしょう。そうした中、生活する上でごみ処理をどうするのか、これは必ず出てくる問題です。町としてこうした自力でごみ処理、具体的に言えば、ごみステーションまでごみを持っていくことができない方に対する特別な施策があれば、御報告いただきたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） 高齢者の方で、ごみ出しをすることが困難な方への支援のあり方、現状と今後につきましてお答えさせていただきます。

まず、現状ですが、ごみの収集につきましては各自で地区のごみステーションまでごみを持ち込んでいただき、そのごみは委託業者が収集しております。高齢者がごみを出す場合につきましても、同様に自宅からごみステーションまで持ち込んでいただいております。住民課では高齢者に対するごみ出しに対する支援は現在行っておりません。

しかし、社会福祉協議会では平成27年4月から、有料となりますが介護予防生活支援事業を行っております。その事業では、高齢者が在宅生活を維持できるよう、日常生活の援助をするサービスがあり、そのサービスの中にごみ出しも含まれております。

また、ごみ出しが大変な高齢者の方で、ホームヘルパーが訪問されている場合は、ホームヘルパーがごみ出しを行っております。そのほか、地域や御近所の方が高齢者への声かけや見守りを

かねて、ごみ出しの協力をさせていただいている方もいらっしゃいます。以上が現状であります。

次に、今後についてですが、ゴミの収集をごみステーション方式から、各家庭の前まで伺います戸別収集に変えれば、この問題は解消されると思いますが、ごみ収集車が入れない道路問題や、カラスや猫が散らかす衛生問題、そして収集業務内容の全面的な見直しや費用面など多くの課題がありますので、戸別収集にすることは難しいかと思われます。よって、当面はホームヘルパーによるごみ出しや、地域やご近所の方が声かけや見守りをおこなって、高齢者のごみ出しに協力をさせていただいたり、社会福祉協議会の介護予防生活支援事業を利用させていただくこととなります。

また、今後、高齢者社会になりますので、高齢者でごみ出しが困難な方がふえてくると思いますので、また、自治体の取り組みの情報収集を行いまして、健康福祉課とともに協議を行っていく必要があると思っています。なお、ごみステーションが遠い場合や少ない場合は、収集場所をふやすことができますので、自治会で協議をさせていただいて申し出いただければ対応させていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これも一つ事例を申し上げたいと思います。高齢者のひとり暮らしの方で歩行が困難な方でした。それまでは、ヘルパーさんに頼んで、ヘルパーさんが支援に見える日にごみステーションまで持って行ってもらって処理をしておりました。ところが、その地区のごみステーションの方針で、収集日以外は鍵をかけておくということになったそうです。その方は困ってしまい、どうしようかと検討していたときに病状が悪化し入院となり、約2カ月後に亡くなりました。

ごみはどうしても出るわけですね。今、課長のほうから現状と今後について報告がありました。荻田町だったと思うんですけども、そういう人たちに対して軽トラでずっと回って収集しているということを聞いたことがあります。カラスの問題とか散らかる問題とか、そういう問題をどのように処理してあるのか、あるいは有料なのか、その辺私も存じておりませんが、ぜひそういった資料収集をされて、今後、高齢社会の中で必ず対応しなければならない問題になるかと思えますので、早目に対応策をいろいろ検討していただけますようお願いしたいと思います。

次の問題です。2番目に行きます。町内巡回バスのバス停改善計画の進行状況についてお尋ねいたします。

町内巡回バスのバス停について、そのほとんどにベンチすらなく、雨や風、強い日差しを避けることもできない状況の中で、昨年9月議会で対応を求めました。これに対して4カ所公共の場所にある停留所があるので、路線の見直しの際には設置したいという答弁がありました。路線の見直しも含めて、この計画はどのように進められているのでしょうか。お答えください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

9月議会で答弁したとおり路線の見直しにあわせて、設置可能な箇所にベンチや日よけなどを設置していきたいというふうに考えております。

路線を見直すダイヤ改正ですが、これにつきましては本年度当初予算で計上した地域交通会議の意見を踏まえ、本年12月までに新しい路線を決定したいと思っております。そして、その路線を運行するための経費と車両の更新費用等を平成29年度当初予算に計上し、平成29年度新年度に入り、運送事業委託業者を入札により選定したいと思っております。

その後、選定された運送事業者が運輸局への事業認可申請や公安委員会への道路使用許可申請などを行い、約3カ月程度必要と言われている事業認可までの期間を経て、来年10月1日のダイヤ改正を目標にしております。

バス停の改善につきましては、その工事費等を同じく平成29年度当初予算に計上し、ダイヤ改正10月1日までには完成をしたいというふうに思っております。なお、停留所の決定に当たっては、安全な場所で、できるだけベンチや日よけなどが設置できる箇所を選定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 平成22年度の議会答弁では、もう一つ交通安全上危険だとすれば調査しながら、何らかの措置をしていきたいという答弁を得ております。交通安全上危険だと認識されているバス停は、何カ所ぐらいあるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 22年にそういった答弁をされているというのは、ちょっと済みません、私は存じ上げなかったんですけれども、危険な箇所というのは、私は、9月だったですよ、そのときに全部回ってみたというふうにお答えしたんですが、確かに何カ所か、危険な箇所はありました。私も危険だなというのがありました。

これについては、今回のダイヤ改正の見直しのとときに安全な場所——先ほど申し上げましたが、できる限り安全な場所にバス停を設置していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、答弁をいただきました。ちょっと待ち長かったので、またしばらく待たないといけないなという、ちょっとそこら辺は残念なんですけれども、できるだけ早くですね。もう夏場になります。本当に川食の前のバス停に、高齢者の方が地べたに座っていら

っしゃるのを何度も見るんですよね。よろしく願いいたします。

最後の問題になります。高齢の障害者の方への就労支援について、お尋ねいたします。

障害者の就労支援事業の一つに、就労継続支援事業B型というのがあります。これは、一般就労が適当でないと判断された障害者に、働く場所を提供するとともに、さまざまな能力をつけていくというものです。この事業を利用するのに、本町では、75歳未満という年齢制限が設けられています。自立支援協議会の判断によるもので、一般就労を目指すことを目的としているので、75歳以上ではどうかというお考えであるようです。

私は、数年前、長野県にあるこのB型事業所を視察したことがあります。65歳以上の利用者が多い中、最高齢86歳の男性が週1回、午前中2時間、牛乳パックからはがきをつくる仕事に励んでおられました。ほかの利用者の皆さんとの交流、若干の工賃を楽しみに通所しているとのことでした。

就労希望者を年齢で切るべきではないと考えますが、現在のあり方をどのように考えておられるでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、豊築地区自立支援協議会において、豊築管内の自治体では、一応75歳という申し合わせがございます。現在までに、65歳以上の利用者はなかったと聞いております。

この75歳になったこの申し合わせの経緯については、はっきりしたことはわかっておりませんが、一応、後期高齢者も75でございまして、一応75になると、高齢者のいろんなサービスが使えます。65歳でございしますが、そちらのほうに行かれたほうが本人のためにもいいんじゃないかということで、そうなったんじゃないかと思っております。

75歳というふうに年齢を切っておりますが、また、75歳以上の人でそういうサービスが必要であれば、またその自立支援協議会のほうで協議をしたいと思えます。

なお、自立支援協議会でございますが、施設側、利用者側、行政側の職員でいろんな協議をする場がございますので、また、その場において検討したいと思えます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この75歳で切っているというのは、その豊築関係の自治体だということですが、中津市は行っていません。それでB型事業に75歳以上の方が、福岡県側のB型事業所に行って、そこを利用していらっしゃるという事実はあります。

高齢者の就労率の高い長野県、ここは、はっきりした数字は私は覚えていないんですけれども、

たしか高齢者1人当たりの医療費が一番低かったと思います。つまり就労は健康につながるわけですね。先ほど申しあげましたけれども、全国一律で75歳以下としているわけではないわけです。

障害を持った高齢者の方が、先ほど介護のほうを利用するということなんですけれども、働くことによって、若干ですけれども、賃金というか工賃が得られるわけですね。それは本当にわずかですけれども、高齢者の皆さんにとっては、それが楽しみ、それは当たり前だと思います。ですから、ぜひこの障害を持った高齢者の皆さんの働く意思を尊重して、協議会の場に反映させていただきたい。

今、そういう答弁があったんですけれども、重ねてお尋ねいたします。ぜひ働く意思を尊重し、働きたいという方は、そこを利用していいように自立支援協議会の場で言っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

また、次回の自立支援協議会の中で、そういう議題を設けていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 障害を持った高齢者の皆さんも、それから障害を持っていない健全者である高齢者の皆さんも、やっぱり働くということは、人間にとっても生きがいのある素晴らしいことだと思います。ぜひ、その点をよろしく願いいたします。

これで一般質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 是石です。住民福祉事業が、誰もが健康で安心して暮らせる社会を目指すという言葉で実現されているのか、あるいは看板倒れにならないために現在どのような経過をたどっているのか、お聞きし、安心の地域生活の実現は、現実なのか、それとも見果てぬ夢になるのか、希望が持てるのか、住民自身による検証の一助になればと思います。

1番、高齢者福祉施策について通告をしております。

平成25年12月の時点で私が一般質問をさせていただいた中に、当時の課長、今も同じ課長だろうと思いますが、答弁をいただきました。それについて一つ成果ですかね、実施状況と成果をお示してください。それから、優先順位は今も変わらないのか、そういうことです。それからお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 御質問の中の健康福祉課所管の御質問について、お答えさせていただきます。

まず、地域包括ケアの構築でございますが、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援の包括的に確保される体制、地域包括ケアシステムとありますが、この構築が新しい事業となっております。

平成28年度より、町の生活管理指導、ホームヘルプサービスでございますが、この利用者を、包括支援センターでケアプランをつくり、ケアマネジメントを実施する総合事業へと移行しております。

いきいき介護予防支援サービス事業の通所介護事業です。デイサービス事業でございますが、この利用者も包括支援センターでケアプランを作成し、ケアマネジメントを実施しております。

さらに、現在、県のモデル市町村として、在宅医療の充実に向け、医療機関、介護事業所などと多職種会議を初め、啓発冊子の配布に努めております。

健康で暮らすための介護予防の促進として、音楽と健康づくり講座の開催、平成27年度から、月2回で実施しております健康づくり団体や社協のふれあいサロンなどを通じて、さらに促進を図っているところでございます。

なお、サロンでは、平成27年度までは、月に2回でございましたが、28年度から、3回へと回数をふやしております。

緊急事態への早期発見のための仕組みづくりなど、生活支援、認知症になっても住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら健やかに生活できる体制づくりを図っております。緊急通報装置を98戸に装置をつけております。そして、見守りセンサーも同時に設置をしております。

利用者の見守りのためのボランティア団体、愛のネットワーク推進会における会員さんが、月1回訪問し、操作の方法の確認、見守り等を行っております。

さらに、吉富町ひとり暮らし高齢者等見守りネット協議会を設置をしており、情報交換などで関係機関との連携を図っております。

また、老人福祉センター内での認知症サロン「あいあい喫茶」を、認知症の方や家族を対象に実施しております。毎月2回ほど、開催をしております。

最後に、権利擁護事業ということでございますが、包括支援センターに来所、または電話等で、成年後見制度や消費者被害の相談など、関係機関と連携し、事前情報の提供に努めております。

成果と申しますが、数値的には、吉富町は、介護保険の認定率が近隣市町村と比較し三、四%低うございます。昨年の12月末の認定率でございますが、これが、14.41%となっております。これも、介護予防の成果といえると思います。

また、優先順位についてでございますが、高齢者が住み慣れた地域で、要介護状態にならず健康で暮らしていくためにも、介護予防の促進が重要かと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 総務課のほうから、移動手段の確保、災害時の支援体制の構築について御説明いたします。

移動手段といたしましては、これは、高齢者に限定したものではありませんが、町内巡回バスを運行しているところでございます。平成16年4月から運行を開始し、平成17年4月から今の路線時刻表で運行をしております。

現在の路線は、11年が経過しており、住民の方から見直しの要望がありますので、来年10月のダイヤ改正に向けて準備を進めているところでございます。

災害時の支援体制の構築についてでございますが、避難行動要支援者計画というものがございます。避難行動要支援者とは、災害時に避難する際に人の支援を必要とする方で、年齢65歳以上の単身世帯の方、70歳以上のみの世帯の方、身体障害者手帳の1級・2級の方、要介護状況区分が要介護3以上の方などが対象となっております。

平成23年度に、町内20の全ての自治会において自主防災組織が設立されておまして、この自主防災組織の役員の方々を中心に、避難行動要支援者を地域で助ける仕組みづくりに取り組んでいただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 1個ずつ聞くとやったんですが、早口でよくわからなかったんですが。一番、今、担当課長のあれで、愛のネットワークですか、それから高齢者見守り隊とおっしゃったですかね。要するにグループが幾つかあって、その方々の活動があるというようなお話を伺いました。その中に研修も含まれているということだろうと思いますが、具体的には、どのようなことをするのでしょうか。

これは、認知症の方のお話に限定してちょっと議論を深めたいんですね。やりたいと思いますので、ぜひとも、その辺のわかりやすい説明をお願いします。

認知症の方が、在宅で認知症生活をなさるか、それとも施設にお願いするかという2種類でしょうか。ほかにあるかと思いますが、二つぐらい大きく分けられるんだろうと思います。できれば、住み慣れた自宅で、家族に見守られながら生活するというのがベストだろうと思いますが、そのためには、家族の献身とか、何というんですか、いろんな負担があるかと思います。

でも、やっぱり一緒のほうがいいんだという考えもあるんでしょう。かといって、物理的にな

かなか人材的にできない場合は、今、いろんな施設にお願いするということになるだろうと思いますが。

私が言いたいのは、施設には限りがありますので、例えばこの前の前の質問のときにもあったと思いますが、御町内には、二つのグループホームですか、そういうところがあると。そのほかには、在宅の方には、デイサービスで何というんですか、デイサービスを利用していただくというようなお話しだったと思いますが、そういうことに資するような今の何でしょうか……課長、お願いします。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 是石さん、是石議員、②に入っちゃる部分もあるんじゃないかと。

○議員（7番 是石 利彦君） だから、えっ。

○議長（若山 征洋君） ②に。

○議員（7番 是石 利彦君） 答えに対する2回目の質問なんですがね。ええ。（「違うね」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） いや、①を先に聞きたいでしょう。

○議員（7番 是石 利彦君） そうでしょう。高齢者福祉施策についてお聞きしますということですので、その中の……。

○議長（若山 征洋君） ちょっと暫時休憩します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時07分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

是石議員、どうぞ。

○議員（7番 是石 利彦君） 大変失礼いたしました。通告書に従ったつもりなんですけど、通告書が少し1カ所ずれたところがありましたんで、そっちの前ところで2番目にまとめたやつが入ってました。それについて話たんで、ちょっと、少しずれちゃったかと思います。

最初から言いますと、2年半ぐらい前に質問させていただいた中に、担当課が高齢者施策をこういうことをやってますよと。それから、それについて2年たった後、どのようなことが行われて、どのような成果が出たかということです。今、お話の中に幾つかありました。そのことですが、2番目の通告の中②の中にあるやつを私が1番の中に入れていたもんですから——最初入っていたもんですから、それを一緒に発言してしまいました。それは、課長の答弁の中から見出した言葉があったので、それについてお聞きしたいと思ったわけです。ですから、優先順位も変わらないし、成果も、今るる説明がありました。細かいところは後ほど1対1でお聞きしたいかと思いますが、2番に移らせていただきます。そうすると先ほどの最初の1番で課長が答えていた

だいたグループが立ち上がって、いろいろ高齢者、認知症の関りの活動がされているというお話があったと思いますが、2番目を読んでみましょう。「吉富町における認知障りの方々などのいろいろなデータをお示してください」と。認定されている方の人数とか世帯数、そのうち、施設入居者——これは吉富町内、町外です。それから、在宅でのデイサービス、利用者数と世帯数。それから、高齢者のみの世帯で、どちらかが認知症を発症の方がいる世帯割合とか、そういうのはデータとして知りたいので、ぜひとも、まずはそれをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に続き、再開いたします。

是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと不手際がありまして申しわけありません。先ほどの質問が、まだ1番の中に含まれてますよちゅう今、局長の説明ですので、2に移らんでも先ほどの質問が有効だということだろうと思いますんで、課長、おわかりですね。先ほど言われたグループが幾つか立ち上がって、その方々が認知症に対する活動をされておるといふのを、もうちょっと具体的にお示してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

私が先ほど答弁させていただきました団体、愛のネットワーク推進会でございますが、これは、緊急通報をつけられた家庭に対するボランティアを行うもので、月一遍訪問し、操作方法の確認や見守り等の確認を行っております。皆さんが認知症とは思っておりませんが、何分御高齢で忘れやすいものでございますので、操作方法の確認ということで、そういうボランティア団体です。

もう一つ、吉富町ひとり暮らし高齢者見守りネット協議会ということでございますが、これは各民生委員協議会とかいろいろな団体と連携を図って、一人暮らしの高齢者を見守るといふ団体でございます。主に、情報交換等を行っておる、そういうボランティア団体でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） わかりました。②番に移らせていただきます。

先ほどの、もう一度二重になりましたんですが、数字をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） はい。お答えさせていただきます。

認知症であるかどうかは、私たちの知る範囲といたしましては、介護保険の要介護認定を受けの際、主治医の中の意見書があります。主治医が書く意見書の中で「認知症高齢者の自立度」という、これが基準でございまして、医療機関のレセプト等のそういう認知症とは若干違うと思えます。その人数でございまして、28年5月末現在、介護保険のデータを取り寄せたところ213名ということになっております。また、今日、厚生労働省では、自立度2Aより軽い自立度1の判定を受けてる人も認知症に含めるという考えを見られております。この方の人数を合算すると252名となっております。町の高齢者は、現在8月末で2,045人でございますので、約12%の方が認知症の恐れ、または、認知症ということが考えられております。

なお、厚生労働省は、全国の65歳以上の高齢者の認知症の有病率、これは15%だと推計をしております。本町においては、それより約3%低めの数字となっております。

そのうち、施設入所者ちゅうこととございまして、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、グループホームに入られる方は認知症の方でございまして、町内20名の方がグループホームに入所されております。

ほかに、在宅でもお暮らしの方がおりますが、人数等の把握はしておりません。町内2カ所に小規模多機能機能等がございます。御存知のとおり、小規模多機能機能は、自宅におりながら時々、週の1日、2日を小規模多機能施設で暮らすということで、それも、介護者のそういういろんな介護の軽減にも役立っております。全て毎日介護するもの大変だと思いますので、我々もそういう小規模多機能の事業所、直江に1カ所と、それと広津に1カ所ございますので、そういう施設を利用を進めております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ありがとうございます。今、吉富町における認知症の認定ってなかなか難しいんだというお話でした。自立度1というのも含めて252名と、対象者2,045人のうちの252名、約12%じゃないかという、これは、実測値ちゅうことでよろしいかなと思いますが、先ほど言われた厚生省が言うのは15%と言われたと思うんですが、全国で何万人おられるかわかりませんが、どういう数字で15%が出たのかよくわからないんですが、私、2年前に九大の清原先生という方が、九大は久山町で何十年もかけて地域医療のことを指導、観察されてきたと。だから、実測値が出たんです。あのときの衝撃はそうだったと思うんです。ここにそのときのあれが書いてありますが、久山町は、65歳以上の高齢者が——その当時に1,906名だったと、そのうち342名がアルツハイマーによる患者だと九大の先生が実測したわけです。それは、今の数字でいきますと約18%だと、これが衝撃だったんです。今、どこにも実際のアルツハイマーの方の数値を実測した研究成果がなかったわけですが、九大の先

生たちのグループがやったのはそういうことだったんです。久山町ですから福岡県です。福岡市の隣です。そういう意味で、非常に人口規模も吉富によく似るとないうふうに感じましたので、そういう数字から計算してみますと、その当時は、私は316人じゃないかと私言いました。そうしたら、課長は、そういう数字はまだ把握しておりませんと言われました。その後、今、答えの中で2年かけていろんな数字で、先ほど実際に252名じゃなかろうかという数字が出てきました。ちょっと、久山町よりも、うちの高齢者施策の介護予防の実績ちゅうか効果が出てるんじゃないかなというふうに、私もそう思いました。しかしながら、不幸にそうなったときにどうなのかと。同じところで、課長はこうも言ってました。「誰もが認知症になると言われているような昨今ですが、なるべくその時期を遅く迎えたいと考えておまして、健診データを訪問指導、健康教育、そして、生活習慣病の改善・指導などにつなげていき、未受診者への啓発も高めたいと考えております」と。そういう努力の結果がこうなったのかなと、私も評価させていただいておるわけですが、しかしながら、もう一つここに抜け落ちとる部分があるんじゃないかなと思うんです。施設に入るか——施設にお願いするちゅうようなことだろうと思うんですが、その後、3番目ですが、軽度認知障害というMC Iという考え方があるちゅうのが最近出ております。当時もあったのか知りませんが、「認知障害問題について現状と課題を示してください」という通告です。認知障害になる前に、軽い軽度認知障害ですから、そこまでひどくはないんだちゅうことだろうと思うんですが、そこをできるだけゆっくり通り過ぎて認知症になると。認知症を戻すちゅうことはできないというお話を聞いておりますが、軽度認知障害の方は、やり方をちゃんとケアすれば、そう早く認知症にならないということが話題になっておりますが、そういう考え方を、多分、課長も御存知だろうと思うんですが、今3番目のところです。質問に答えて、現状と課題をちょっとお示してください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

軽度認知症障害（MC I）という、Mild Cognitive Impairment、そういう横文字でございます。推計では、町内では270名ほどおるようでございます。健常者と認知症の中間に当たるグレーゾーン、これが、先ほど申したMC Iでございます。認知機能、記憶、決定、理由づけ、実行など、そのうちの一つの機能の問題が生じております。でも、日常生活には支障がないということでございますが、記憶障害の訴えが本人か、または家族から認められているということで、日常生活動作は正常、全的認知機能は正常、年齢教育レベルの影響のみでは説明できないという、そういう記憶障害でございます。認知症ではないが、放置すると認知機能の低下が続き、5年間で約半分の方が、認知症へステージが移行するとされております。

現在、治療や投薬により、認知症の進行が遅らせることができても、一部を除き完治すること

はできません。初期の段階での機能低下にいち早く気づき、予防対策をすることが一番と言われております。

そこで、町では、地域包括ケア構築の一環として、認知症初期集中支援チーム、これは、今年度考えております。これは先ほど御説明したとおり、なるべく初期の段階で認知症を防ぐというものでございますが、今でも同様な機能は包括支援センターの中で機能しております。本人が来ることはまずないんですけど、家族等が、御家族の方でそういう症状が出れば相談に見えます。御存知のとおり、包括支援センターは専門の職員を配置しております。保健師、看護師等、そういう専門の方を配置しております。中には、高齢者世帯にもいろんな訪問をしております。そこで、いろんなお話を聞いた中で、そういう認知症の初期対応を今も行っております。御存知のとおり、今も月1回、町内でそういう認知症の専門医のクリニックがございますので、その専門の先生の方に、月1回相談日を設けているような相談に当たっていただいております。

先ほど私が15%と数字を出したんですが、これは、厚生労働省が以前出した資料でございまして、介護保険を利用している方の認知症、そういう方が約15%、MCI、さっきの軽度の認知症の手前の分でございますが、それが13.2%ということで、このパーセンテージを使って、町内でこのくらいの方がおるんじゃないかというような、あくまでも推計値でございます。久山町みたいに、一人一人のいろんな病歴、いろんな把握をすれば、はっきりした認知症、そういう数字はつかめると思うんですが、あくまでも、私たちがつかめる情報のみの数値でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

発言の前に、早く質問事項に入らないと、時間があと18分を残してありません。時間をオーバーする恐れがあります。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。ありがとうございます。今270名グレーゾーンがあると断定されたんです。おお、どうしたんかちゅうような感じじゃったんですが、今言われたような厚生労働省の示すパーセンテージから試算したんだということだったと思います。そういう私も、九大の先生の数値でやったわけですから。大事なことは、包括支援センターの担当の方々が、訪問しながらきめ細かい観察で、その人に合った有意義な施策というか、そういうことに早く取り組んで、しかも、本人、御家族、それから近所の方々の了解を得て、在宅でMCIをゆっくり過ごしていくという、そういう理想形の認知症——先ほど、何か数字がありましたね。65歳の独居老人と。独居老人つうのは非常にあれだけ。私もそういう対象になっておりますんで、ちょっと、そういうことで認識が心配なんです。ぜひともこの取り組みをスタッフとともに進めていただきたいと思います。

あと最後です。先進地の取り組みといろいろ研究成果があると思いますが、そこをちょっと披瀝していただきたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

先ほどの答弁とちょっと重複するかと思います。

本町では、住民の方々からの相談できる場の提供として、町内の専門医を毎月1回、あいあいセンター内で物忘れ相談会を実施しております。認知症を持つ本人、御家族の方の相談の対応でございます。

また、地域の中で認知症の方々への支援といたしましては、認知症のことで地域包括センターに相談があったとき、在宅介護支援センターで行う実態把握の中での相談、そういうのを利用して個別に随時対応をしております。地域での支援を推進するために、認知症サポーター養成講座もやっております。今年度はお済の方に受けていただいております、今後も他の関係機関の方を対象に、順次行いたいと思います。

さらに、介護保険制度改正により、医療機関や地域の支援機関をつなぐコーディネーター役としての役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置するように定められておりますが、既に27年度から地域包括センター内で、医療機関や地域の支援機関をつなぐコーディネーター役としての役割を持つ嘱託の看護師を配置しております。

今後も、認知症の方々への支援のため、いろんな施策に取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） では、次にいきたいと思っております。

吉富町総合計画中期基本計画の概要版についてと記しておりますが、1番基本目標1、一人一人の「命と暮らし」輝くまちづくり、6項目のうち重点マークがついていない高齢者福祉は後退するのか、というような書き方ちょっとあれですが、幾つかたくさんあるわけですが、重点スタンプが押された概要、皆さんごらんになったかと思いますが、その端のほうに、やっぱり高齢者福祉の項が残っておりました。ぜひとも、今課長が言われたように、高齢者福祉のうちのMC I対策を今後とも充実していただきたいと思っております。このところはちゃんとやってくれてるので、丸ちゃん、これはちょっと割愛させていただきたいと思っております。

次の高齢者福祉の充実のページです。高齢者人口、高齢化率の推移の表があります。平成28年3月の最新数値を入れてないのはなぜかと書いてありますが、これから10年先の総合計画ちゅうか、その分の中期計画ですので、よりリアルな数字をお示し願いたいと思うのは当然じゃないかなと思うんですが、それはどういうことでしょうか。何か、こういうのは必ずこういう作り方をするのでしょうか。課長お願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 吉富町の総合計画の取りまとめにつきましては、企画財政課のほうで取りまとめましたので、この表につきましては企画財政課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

平成28年3月の最新の数値が入ってないのはなぜかということなんですが、この、第4次吉富町総合計画の中期の基本計画なんですけど、これは、平成26年、27年度の業務としまして、一部委託で実施したものでございまして、この計画の性質上、平成27年度のなるべく早い時期にこの計画を完了する必要がございました関係上、実際のところ、平成27年12月には計画書の内容を固めたということもございまして、それ以降であります平成28年3月末の数字が入ってことはなかったというようなこととございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 単なる制作上の時間的ずれということ、意図はないちゅうことだろうと思うんですが、実際にこれを総合会議の席でお示しして議論をしていただいたときは、一番最新の数字をお示ししていただいているものと思いますが、確かめていいですか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さんおっしゃってるのは、中期基本計画の本編の30ページのところにある表なんです。このことだと思うんですが、実際に中期基本計画の本編を作成するに当たりまして、この表につきましては参考資料という程度で、今こういった実情にありますということをお示しするだけの形でとどめてございます。ですから、この中の数字の推移なり実態がどうであるかというこの詳しいところまでの会議での提示はなかったと思ってございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そういことですね。本編の14ページは、主要指標の中に吉富町の将来人口推計というのがあるわけです。これは、平成19年から平成34年までがあります。27年と28年を境に実績と推計とあります。ですから、これもやっぱり28年は推計にすぎないということです。これを、現在の町が毎月発表します広報にありますが、この数字と大体連動しとると考えてよろしいんでしょうか。広報の裏に人口がありますね。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。質問書に、載つとるのとちょっと違うんじゃないかな。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、違わんですけど。だから、先ほど30ページのですかと、こう言うけそれもそうですけど、14ページにも数字の推移が書いてありますんで、それもそうだと指摘しただけです。だからお答えできないならそれでいいです。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これもそうなんです。4次中期基本計画のページを開くと町長の立派な写真があります。「本町では23年度から12年間、まちづくりの指針として策定をいたしました。新たな総合計画吉富町、まちづくりビジョンに基づき」ところ云々いろいろ書いてあります。その中で、「平成30年までの具体的な施策を示した中期基本計画を策定しました」と、具体的という数字が大きく書いてありました。そのためには具体的な数字でやっていただきたいと思ったので、こういう質問をいたしましたんですが——何か抜けちよるところありましたか。

○議長（若山 征洋君） ②。

○議員（7番 是石 利彦君） ②です。子育て支援の充実は、重点施策に選ばれています。健やかに成長できる環境の整備をうたっております。放課後児童クラブへの通学路の整備と安全をどのように進めるのかお尋ねいたします。

もう一つ読みます。児童クラブ通学路に見守りの方がいますが、今のところお一人のようですが、その説明もあわせてお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えします。

放課後児童クラブへの通学路の整備と安全をどのように進めるのかという質問でございます。

今年度から、放課後児童クラブの送迎支援事業を開始しております。授業終了後に学校敷地外の放課後児童健全育成事業を行う場所——放課後児童クラブです。移動する際に、児童の安全・安心を確保するため、地域の人材の活動等により送迎支援を行うものでありまして、本町は吉富町防犯組合にお願いをしております。

以前は、小学校校門から東病院前の通路まで約260メートルの距離がございましたが、今年4月からは新しい児童クラブの教室ができております。その西側に入口がございまして、そこから子どもさんが入っております、距離にすると160メートル、約100メートル短くなっておりますので、その分、安全性が向上したと思っております。

通学路の整備につきましては、必要に応じ、関係部署との協議をいたす所存でございます。

次に、児童クラブの見守りの方が、今のところお一人だということでございます。

放課後児童クラブで、通学路で危険と思われる箇所に見守りをお願いしております。複数の方に見守りをお願いしたいと思いますので、この事業は、地域において児童育成等に関心を持つ高齢者、主婦等のボランティア的な業務内容となっております。今後、防犯組合の中で、そういう関心のある方の協力を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと眼鏡かけます。ちょっと遠くで目が見えんから。私の顔をよく見てくれ……。

○議長（若山 征洋君） 時間ないよ。

○議員（7番 是石 利彦君） はい。広報活動がうまくいかないんじゃないんですか。今、名前言っちゃ悪いんですが、この方お一人で大変です。大体、防犯組合にこんな責任を持たせるちゅうのは無理と思うんです。もっと計画性のある広報をやって、地域の方とかもっと広げてもいいと思うんです。早急にやらんと、この方が倒れてしまったらもともこもないでしょと思うんです。それで、ちょっと通路を整備と言いましたんですが、あそこは——学校の坂道は非常に急なところで、ときたま車も飛ばしてくるんだろうと思います。非常に危ないと思いますが、それをたった一人でやる、何か事故あったときはどのような責任があるんですか。この方に責任を負わせるわけじゃないんでしょうけど、どのようにするんですか。そんな危険な260メートルの通学路を160メートルにしましたちこう言いますが、やっぱり危険は変わらないと思うんです。今言った、何かあったときは誰が責任を持つんですか。あなたですか、町長ですか。事業主体はどこなんですか。そういうことをちょっとお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） あくまでもボランティア的な活動でございます。誰が責任を負うかということ、学校の下校時ということで、行き帰りちゅうかそういうことでございますので、責任の所在がどこにあるかちや、私は今わかりかねます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） いや、例えば、放課後児童クラブということで募集して、応募はたくさんあったかと思いますが、そういうこともやっぱり、考えていないというのも不思議な感じかなと思うんですが、ボランティアの方の何か自転車で接触事故あったちゅうようなときとかいろいろあると思うんですが、今それ考えてないちゅうのも、ちょっと不思議でこたえんですけど、ぜひとも考えて、担当部署と小学校と。いろいろ聞きますと、いつも決まってないそうですね。ごめんなさい、きょうとあすは何時からお願いしますちゅうようなことで、そういう学校側からくるかと聞いておりますが、だから、心休まる所ないと思うんです。この方。早く——だから、時間がないと人はセンター長か何かおるじゃないですか。そういう人何しよらんか、知らんけど。一生懸命やっていただきたいのはわかるんですが、ぜひサポート隊で手を挙げて交代でやるようなことを考えてあげてください。とりあえずは急いでやらんといかんと思います。

結びです。高学年児童の学童保育拡大に際して、まずは小学校の空き教室の利用を促してきたが、小学校坂道や学童保育施設周辺の整備を急ぐ必要がある。歩道橋の利用も視野に入れ、放課

後児童クラブへの交通安全を確保し、通学路見守りボランティア活動の支援を急ぐべきと考えます。ぜひともお願いいたします。

終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員議席4番、梅津です。通告に従い、ただいまより質問を行いたいと思います。

同様の質問を、通告の1番の安心・安全なまちづくりについてというところを3月定例議会でも取り上げ、質問いたしました。その後、4月に熊本地震が起これ、改めて自然災害の恐ろしさを知りました。今回は、もう少し明るい、夢のある質問を行いたいと思いましたが、この自然災害というのは、郷土の私の大事な大事な人生の先輩たち、あるいは、かわいいかわいい子どもたちを一番巻き添えにくうであろう災害であるという観点から、今回は角度を変えて、同じような課題ではございますけども、質問をしたいと思しますのでよろしくお願ひいたします。

引き続き前置きなんですけども、平成27年9月9日から9月11日までに起こった50年に一度の記録的豪雨に見舞われた関東東北地方、中でも鬼怒川の堤防が決壊し、市の5分の1相当が水没した茨城県の常総市、これは3月でも同じようなことを言ったんですけども、私は、私の住んでいるこの幸子地域から旧国道10号、憩いのやかたの、あれが以前の場合はあれがなかったの——戦前の場合の水害の場合はあれがなかったのでも水がはけたけれども、もし万が一、水かさが増し、水が越水などした場合は、幸子はもとより、広津の上、あの辺が常総市のニュースで見たような光景が、私の頭の中にはどうしてもよぎったんです。それで、角度を変えて今回も質問するわけなんですけども、ちなみに、私もこの間、また勉強して過去を振り返ったときに、山国川の流域における主な洪水ということろで、戦前から近年までを見たときに、昭和19年9月の洪水、これは台風16号でございました。浸水家屋が約7,800戸、浸水面積約1,600ヘクタール、これは水域ですから吉富町の累計ではないです。それから、昭和28年6月、洪水、梅雨前線でございました。このときは、死者・行方不明が1名、床上浸水が605戸、床下浸水が3,190戸、それから平成5年9月の洪水、台風13号でございました、これは。床上浸水が99戸で床下浸水が139戸。平成24年、これ記憶に新しいです。7月のいつですか、幸子団地なんかも浸水したときです。九州北部豪雨、これは梅雨前線でもたらされた被害でございました。床上浸水132戸、床下浸水62戸。これ7月3日です。その後、床下浸水125戸から床下浸水63戸、7月13～14日にかけて耶馬溪地区を主に襲った被害であったというふうに思っております。

また、こういう水害があるので、山国川河川敷において、吉富町と上毛町の主催で山国川水防

演習等が、河川の堤防決壊を想定として、この間、例年開催されてるというのを知っております。
ということ述べながら、箇条的に質問していきたいと思えます。

1番です。山国川水系による災害について、周辺自治体との会議が開催されていると聞いています。その会議の名称はどのような名称でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

山国川水系水防意識社会推進協議会でございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 引き続きまして、参加者の構成——主催があつて参加者はどこの自治体の誰誰でという形でお願いしたいと思えます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この協議会のメンバーが10名、協議会の下に幹事会というのがございまして、そのメンバーが12人となっております。

協議会メンバーは、山国川河川事務所所長、気象庁大分気象台台長、中津市長、吉富町長、上毛町長、福岡県及び大分県の防災担当、河川担当の課長5名の計10名となっております。その下の幹事会のメンバーですが、山国川河川事務所副所長、大分地方気象台防災管理官、中津市、吉富町、上毛町の総務課長、福岡県及び大分県の防災担当、河川担当の課長補佐7名の計12名となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 引き続きまして、会議は定期的に行なわれているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） これまでに、ことしの3月に幹事会、協議会がそれぞれ1回開催されております。今月末に第2回目の幹事会を開催し、来月上旬に第2回目の協議会が開催される予定となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 続きまして、吉富町に山国川水系がもたらす災害は、どのようなものがあるか、予想されるか、会議の中で示されて論じられているのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現在の山国川の被害想定では、水が堤防を越えてくる越水の被害想

定はございません。通常、大雨による洪水被害の想定を行う場合の気象条件は、50年に1度の大雨が降ったと想定して被害をシミュレーションしますが、国土交通省による現在の想定では、山国川が越水することはないというふうにされております。

しかし、昨年9月の関東東北豪雨で鬼怒川が決壊したように、越水のみならず、水が堤防にしみ込み、堤防を壊す、浸透という複合的な要因でも堤防決壊の原因があることから、現在全国の1級河川について、改めて浸水想定を行っているわけでございます。山国川水系でも、このような原因による堤防決壊時の浸水想定を行っており、ことし中には結果が出る見込みでございます。

今回のシミュレーションでは、1,000年に1度の大雨という想定で、下唐原観測所付近で毎秒1万トンの流量を想定しており、これは、平成24年7月の九州北部豪雨の際の毎秒4,200トンと比べて2.4倍もの流量を想定したシミュレーションとなっております。この想定では、恐らく吉富町においても浸水するという区域が出てくるというふうに予想されますが、今後、シミュレーション結果を住民の皆様にも周知啓発するとともに、防災避難訓練時等にシミュレーション結果を活用した訓練を行うことで、いざというときの災害につなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 3月でも伺ったと思うんですけども、私の、私自身の、梅津自身の想定のいわゆる堤防決壊というのは、私が住んでいる地域の横の堤防から水があふれ出ると。後でも出るんですが、古文書であるんで、私が大好きだったおばあちゃんから聞いたお話では、うちのお墓は、昔の堤防からもうずっとあったんだと。あそこ、うちの畑だったんだと。しかし、堤防に出して、うちの畑がなくなって、お墓の幸子古のジシヨのところ、あそこ、大体うちの田んぼだったんぞとか言うて、思いがあったんで、物すごくその決壊というのは、そういうイメージがあったんですね。

ところが、その後に聞いて、総務課長にひらばでも伺いに行ったことがあったと思いますけど、今、想定している山国川水系の水害は、平成大堰、あの辺ぐらいからどっと来て、お前、私が大事に大事につくっている、誇りと自信を持ってつくっている、あの神揚地区の水田地域にもどっと来て、お前は、もうそれはもう大変なことになるんぞ、もしものときはって言われたんですね。今、言ったような内容も、その1,000年に1度の中にも含まれるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今の想定は、50年に1度ということで想定をしております、吉富町には越水することはないというふうに言われております。で、これを1,000年に1度、24年の九州北部豪雨よりも2.4倍の1万トンを想定して、今度シミュレーションするという

ことでございます。おばあさんがおっしゃられたこととは、ちょっと違うと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） いえ、その堤防からの越水と違って、いわゆる神揚地区ちいうか、平成大堰、あの辺ぐらいから、だから、そういう横からの越水じゃなくて、もっと上毛町のほうからどっと来る、まあ言えば、その1,000年に1度ぐらいの大きい雨が降った時には来るという想定が、どこかでされたの。で、ある人から言われたんですね。お前がつくった田んぼつかると。

よろしく願います。そういうのは聞いていませんなら、聞いていませんでいす。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今のこの協議会では、そういった内水についての想定はしておりません。山国川が毎秒一万トン流れたときにどうなるかという想定をしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員、もう3回、終わりましたよ。

○議員（4番 梅津 義信君） このを、ちょっと締めたいと思います。

私など一生懸命農業をしているわけですが、水があふれたときでも水田が、水田というのは、ある意味、暑い夏になるとクーラーの役目をいたします。また、この豪雨、集中豪雨、山国川水系とは直接は関係ないですが、災害というくくりの中で、この水田も大きな水がめとなり得ます。こういうことも自信を持って、今後とも災害と同時並行で、農業分野についても一生懸命考えていきたいと思っております。よろしく願います。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思っております。

災害について、想定内、想定外の整理は対策を講じる上で重要と考えますというところでの質問でございます。

近年発生している自然災害と同じような災害が過去にも起こっていて、過去の残された資料を掘り起こして解説し、参考資料にしていくことが大事ではないかというふうに考えます。

この辺は非常にその私が調べた中では、水害は先ほど言ったのであるんですけども、地震については、いわゆる宝永地震、1707年に遠州灘沖と紀伊半島で2つの大きな地震があったと。で、この辺、震度5ぐらいのあれがあったと。続きまして、安政南海大地震、1854年に四国の沖から紀伊半島のところで、やっぱりこの震度5ぐらいの揺れがあったと。

この前の熊本のやつも、4か5ぐらいですかね。だから一緒ぐらいなのかなとも思うんですけども、そういった私なりに調べたんですけども、想定内、想定外の整理というところで、熊本地震では縦揺れがありまして、JR九州のほうも縦揺れは想定していなかったということで脱

線いたしました。

で、何が聞きたいかという、その想定内、これは想定し、今度の熊本地震で、このことは想定していなかったです。で、このことは想定していましたと。だから、想定していなかったことについては、この至急に対策を講じていきたいというふうにするのか、その辺の所見をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 想定内、想定外の整理は、対策を講じる上で重要であります、このことについてのお考えという、通告に沿った回答をいたしたいと思います。

想定内とは、想定でき得る最悪の状態を想定して、どのような対策を講じるかという計画を策定することであるというふうにしてあります。

想定外とは、それ以上の状態ではありますが、どこまでを想定するかというゴールがございません。国または県、専門家によるシミュレーション結果などをもとに対策を講じていくということになるかというふうにしてあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 熊本でああいうことが起こったから、起こるまでは、16日に余震、本震と思われたやつがあって、18日に、後になって本震がありましたよね。2回続けて大きなやつが来ました。あれが起こるまでは、あれは想定外だったと思うんですね。もう熊本でああいうことが、ああいう大変な事態が起こると、もう次からは、この吉富町で同じようなことがあったとして、もうこれは、そういうことはあり得るんだという位置づけじゃないかなって私思うので、これ近々で起こったことは、これからは想定内として対策を講ずる必要があるのではないのでしょうかという問いなのです。そのことについて所見をお願いしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） それにつきましては、先ほど、前の議員さんからも質問があったところですが、今後、まさにその連続する、震度7が連続して起こるという想定はして、地域防災計画も策定しておりません。で、国もそれをしていなかったんじゃないかというふうにしてあります。で、今後、この教訓を生かして、そういった想定の上で地域防災基本計画が改定され、マニュアル等が示されるんじゃないかなというふうにしてあります。吉富町もそういったマニュアルに沿って、もうこれは想定になりましたので、それに沿って対策を練ってきたいというふうにしてあります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（４番 梅津 義信君） 直近の熊本地震を例にして、今、申しましたけれども、全てのことが、1回起こりますと、もうそれはもう起こったということ。過去の事例に、事故でも何でも、過去の事例に学ぶっていうのは、これはもう非常に基本中の基本です、故障でも何でも。一たび車両故障があると、もうそれはもう全国の車両故障を勉強して次に備えるのが普通の交通機関でのお話なんですけども、災害も同じようなことが言えると思います。

この件については、お答えはいいです、もう言わないでも。合点承知だと思いますので。

続きまして、2番目の質問に移りたいと思います。

先ほどもるる宝永とか安政の南海トラフ関連の地震について、私、浅はかな知恵でございますけど、知り得た内容を言ったんですけども、古文書などの文献を参考資料として吉富町の災害を想定したことはありますかという問いです。よろしくお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

古文書などは、参考資料としては、今までございません。しかし、被害想定をする場合は、過去の気象データ等をもとに被害想定は行っております。台風などで、過去、幾度となく被害が発生しておりますので、これらを教訓といたしまして被害想定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（４番 梅津 義信君） ここで締めたいと思います。

東北の地震、いわゆるあの三陸沖の地震のときでも、古人が、これは古文書の災害ではないですよ、言い伝えの中で、ここから先に家を建てるべからずちいうような掲載を何かしていたらしいんです。それは後になって、その子孫たちは忘れて建ててしまったと。

私は、2点あります。過去の事例に、こういう地震が起こった、こういう災害が起こったということを記録的に学ぶことと、古文書で学ぶことと、先人たちが言い伝えたこと、これを学ぶことは、この2つは同時並行で非常に大事だと思います。

ただ、うちのおばあちゃんが言った、山国川がここから決壊するんだよというのは、ちょっと違っていましたけれども、そういうふうに、先人のあるいは古文書を学ぶ、このことを訴えまして、締めといたしたいと思います。一緒に防災について頑張っていきましょう。

以上で、質問を終わります。

.....

○議長（若山 征洋君） 暫時休憩いたします。再開は13時10分からとします。

午後0時06分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。午後一になります。皆さんお疲れのところ、またひとつよろしくお願ひいたします。

防災対策と対応について。熊本地震のとき、町の対応についてをお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

今回の熊本地震は、4月14日と16日の2回発生いたしました。14日、木曜日、21時26分に緊急地震速報が流れ、熊本地方で震度7、吉富町では震度2を観測いたしました。地震発生後すぐに、総務課職員3人が役場に出勤し、また上下水道課職員も2人出勤し、水道施設の点検を行いました。

町内では特に被害がなかったもので、その日は13時3分に全員が退庁をいたしました。

2回目の地震は、16日、土曜日の深夜1時25分でした。緊急地震速報が流れ、熊本地方で震度7、吉富町で震度3を計測いたしました。地震発生直後、すぐに総務課職員4人が出勤し、上下水道課職員2名も出勤し、水道施設の点検に回りました。夜が明けてから、産業建設課、教務課職員が道路や公共施設の点検に回りました。

その結果、特に被害はありませんでしたので、総務課の職員が交代で役場に待機し、県との情報連携、報道機関への対応、住民からの問合せに対応をいたしました。その日は18時に全員が退庁いたしました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、町長も地震の後の会合で想定外と、先ほど午前中の同僚議員に対しても総務課長が想定外ということと言われてました。この想定外と言われました今回の地震を受けた後、吉富町は国のマニュアルなどを見て、また、いろいろな方法を見直すということ先ほど御質問をされておりましたが、ハザードマップを含め、どこまで見直しを行うのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 今後、国、県または専門家がいろんな角度から今回の地震を検証していくと思います。その検証結果を見ながら、今後、吉富町に適した対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） その見ながらという形で、国からの内容が示されなければ、まだ難しいかと思うんですが、大体いつぐらいまでに、そういうのを想定し直したいというふうにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） できる限り早くしたいと思いますが、やはりそういった専門的な検証を見た上で見直しをしないと意味がないというように思いますので、それを待って早急にしたと思っています。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番目に、町の災害対策本部設置要綱など、そういうことが町で基準があるかと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

要綱ではございませんが、吉富町地域防災計画の中で、大雨や地震といった災害種別ごとに体制の配備基準を定めており、これにより災害警戒本部、災害対策本部を設置しているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。その内容についての説明、簡単でいいんでよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 風水害の場合ですが、本町に大雨警報が発表された場合、災害対策準備態勢をしきります。これには第1配備として、総務課職員が気象情報の収集・警戒に当たります。

さらに、被害の発生が予測される場合には、第2配備として、総務課に加え産業建設課職員、関係課長、消防団長が被害発生状況の把握、災害警戒本部体制への移行準備、連絡調整などを行います。

さらに、被害発生の可能性が高くなった場合や、台風の強風域に入る場合は、第3配備として、災害警戒本部を設置いたします。

さらに、被害発生の可能性が極めて高くなった場合や一部に被害が発生した場合には、第4配備として災害対策本部を設置いたします。

これらの参集基準につきましては、全職員に災害時における職員初動マニュアルを配布いたしております。また、町の防災避難訓練を通じて、職員や消防団員に直接経験をしてもらっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今のって風水害だけやないんかな、違うんかな、地震の場合は。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 地震の場合もございます。お答えいたします。

地震の場合です。地震の場合は、まず、町内に震度3の地震が発生したときに第1配備を行います。これには総務課職員が当たり、地震・津波情報の収集・警戒を行います。それからそういった警戒を行っております。地震については、地震の規模によって配備が異なってきますので、震度3以上が発生した場合に警戒態勢をとっていきます。震度3の場合は今のとおりでございます。

震度4の地震が発生したときは第2配備、警戒態勢という形で総務課職員、産業建設課、関係課長、消防団長、こういった職員が地震・津波情報等の収集・警戒、被害情報の収集、状況の把握、連絡調整等を行います。

次に、町内で震度5弱の地震が発生したときにつきましては、これは災害警戒本部を設置することになっております。これには、総務課職員、産業建設課職員、全課長、もちろん町長ですね、町長も本部長として参加しております、消防団役員が参加いたしまして、住民からの情報への対応、連絡調整、被害発生状況の把握、被害者への救援活動の実施などを行うようになっております。

さらに震度5強の地震が発生したときは、災害対策本部、第4配備になります。これにつきましては、先ほど申し上げた職員に、プラス全男性職員が参加いたしまして、住民からの情報への対応や被災者への救援活動や、二次災害の注意・警戒などを行います。

最後、町内で震度6弱以上の地震が発生したときは、第5配備、非常態勢ということで、役場職員全職員、女性も含めて全職員が対応に当たり、災害救助応急対策の活動を全て行うということになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この、例えば今回で言うと、風水害、今回地震ですが、例えば震度3とか4とか、こういうもので各設定が違うというような説明だったんですが、それらを判断するのは各々の職場の人間なんですか。それとも何か連絡網みたいなものがあるって、連絡が

入るんでしょうか。そういう体制をとっているんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 地震が起きたら、総務課職員は必ず出勤します。役場の中に震度計がございますので、それで震度を判断します。それに基づきまして、全職員にメールを配信します。全職員といいますか、そのステージに応じたメールです。課長であれば課長、男性職員であれば男性職員、女性も含めた全職員であれば全職員といった形で携帯のメールで配信するようなシステムを構築しております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それではちょっと次に行きましょう。

南海トラフ地震など想定される対策についての説明を求めますと質問を出しているんですが、多分これ午前中の質問などと重複してしまうんで、その後、続けていきたいと思いますがいいですかね。多分、午前中と同じ答弁になるかと思うんで。例えば今回の地震内容を受けて、自主防災組織というのが各自治会にあると思うんですが、そういう組織の見直しとか、何か今回の想定をやり直すものに入っているんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 自主防災組織については、現状のままでいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の地震を受けて約2カ月です。その後、今は国の施策がわからなければ町の方針がまだとれないというふうな説明をお聞きしましたが、まず、この自主防などにこういうことがありましたというような説明とか、何かそういうことを今後行う予定、早急に開催する予定などがありますか。ちょっとお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この地震の後に、実は自主防災組織の役員会を1回開いたんですが、その中でも今回の地震に対する質問が何点かございました。それに対しては少しお答えしたんですが、今後の見直しについてはお答えしておりませんでした。じゃあどういうふうに今後見直していくかというのについては、11月の災害避難訓練のときに集まっただけに、若干触れたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほどの説明の中で、職員に対しては総務課が出勤した後にステージによってメールなどで配信をするというふうに質問の答を受けました。それを受けて、4番目の防災無線や携帯メールの活用についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 防災無線や携帯メールの活用についてでございます。

防災無線の活用につきましては、先日の熊本地震の際に緊急地震速報が流れたとおり、国の（Jアート）と連動する仕組みを構築しておりますので、いざというときに瞬時に国から警戒情報が流れるようになっております。その他、台風のときなど、被害が事前に予想される場合など、防災無線を通じて警戒情報を事前に流しています。避難勧告等を発令する際も防災無線により全世帯に情報を発信できるような仕組みになっております。

携帯メールにつきましては、NTTドコモ、ソフトバンク、auの大手3社につきましては、緊急速報メールで携帯の電波を通じて避難に関する情報を伝達する方法があり、先日の緊急地震速報のように自動的に配信されるとともに、吉富町から随時配信できるような仕組みを構築しております。

また、福岡県では登録制の防災メール「まもるくん」というメール配信サービスを行っており、これを使用することで大雨や地震等に関する情報を受信することもできるようになっております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、防災無線とか、携帯メールについての説明をお伺いしました。

例えば、14日の熊本地震、夜9時20何分でしたか、起きたときに、今回もこの防災無線だとか、携帯メールというものが鳴り響いたわけです。その後、14日の地震速報、防災無線により多くの町民が不安であった、寝れなかったというふうにお聞きしております。町はその時どうされていたのか。

例えば、今回の件は一方通行の防災無線とか、携帯メールだけであれば、町の間はみんなわからないわけですね、その後については。例えばあるとき、町に被害は今のところ情報はありませんとか、町役場には、例えば先ほど言われたように総務課3人、上下水道課の方が2人いらっしゃったということなんで、町には職員が待機しておりますとか、お困りや相談があればどうぞとか、何かそういった町民の不安を払拭できるようなもの、やはり安心・安全という町をつくるには、そういったものがなければ、不安だけを一方的に伝えて、もちろん人命が大事ですから、あの放送は大事なことなんです。ただ、その後がなかったのは何でなのか、できなかったのか、やらなかったのか、今後はどうされるのか、ちょっとその辺についてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） あのとときは防災無線を使って住民に連絡をすることに対して非常に迷いました。というのが、16日土曜日の地震では、吉富町に緊急地震速報が計7回流れました。1回目の午前1時25分と2回目の午前1時46分、この緊急地震速報では吉富町で震度3を観測いたしました。で、揺れを感じました。その後、5回の緊急地震速報が鳴ったんですが、3時56分の速報のときには吉富町の震度は1、4時15分のときは吉富町は0、7時11分のときは震度1、7時42分のときは震度はなし、最後、11時29分の緊急地震速報のときも震度が吉富町はなかったというような状況で、吉富町ではほとんど揺れを感じませんでした。

このような緊急地震速報が流れても、吉富町で揺れを感じていない中で放送するのは、かえって不安をあおるのではないかなという危惧を持って、結果的にはそのときは放送をいたしませんでした。それは非常に悩みました。

今後なんですけども、あのようにつながって緊急地震速報が流れるというのは本当に初めての経験でございましたので、悩んだ末に放送しなかったんですが、その教訓を踏まえてですが、このような災害が二度と起こらないことを願ってはいるんですけども、不幸にも発生した場合は、住民の皆様に対して、「役場では職員が待機してるんですよ」、「施設も点検してますよ」、「何かあったら連絡をしてください」というような間接的なメッセージを伝える意味でも、何らかの放送を促したほうがよかったなというふうに今は感じているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） そうですね。今回の地震も、14日が本震であるということで、あとは余震しかないというような発表の後に16日に大きな地震がありました。ですから、特に行政が絶対に大丈夫ということは言えないと思うんですね。それは私もその通りと思います。

ただ、以前も私、このエリアメールとかの件はずっとここの一般質問でさせてもらってるんですが、エリアメールというものは、アンテナ局に限られてるんですね。その一帯に入る人に入りますので、吉富町が仮に震度1でも、中津が震度3だと中津のエリアメールが入ってくるわけですね。逆に豊前市のやつもそうですね。そういったものが入ってくるので、吉富町は吉富町としてせつかく防災無線というのがあるんで、せめて防災無線では先ほど課長が言われたように、大丈夫とは言えないけれど、不安を払拭するような放送を今後は入れてあげたらいいのではないかと。もちろん、この後の余震などがあるかもしれないので、気をつけてくださいねという言葉は入れていいと思います。これで大丈夫ということは入れなくていいと思います。少なくとも吉富町役場には職員が待機してますよと、普通の人には夜に職員がいるとは思ってないんで。特に土日が今回絡んでいますから、土日に役場に職員がいるとは思ってませんから、誰に相談していいか、特に独居老人とかそうですね。そういう方のためにも、一言放送で、今後は何かあれば役場の

ほうに電話一本くださいよとか、くれてもいいですよということを伝えてくれれば、町民の安心・安全に少しは寄与するのではないかなと思います。

これは私の意見みたいになるんで、次、ちょっと続いていきますね。5番目、1回目は夜間、2回目は休日でありましたが、教育委員会及び教育現場の対応とその後の対策や教育への取り組みについてお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） お答えいたします。

今回の熊本地震に関しましては、教育委員会の施設については、4月14日、木曜日、余震が発生の翌日ですね、各施設の状況確認を行いました。小学校においても同様に行い、各施設に被害はないとの確認をしました。

その後の4月16日、土曜日ですが、未明に再び震度7の本震が発生しましたので、16日、土曜日の朝8時半、教育委員会では施設の担当者3名、係長、課長と私が出勤して所管の施設の被害状況等の確認を行い、特に被害がなかったことを確認いたしました。施設の利用は通常通りに行いました。

小学校におきましては、教頭、校長が同様に学校施設内外の被害状況を確認して、被害がなかった旨の報告を受けております。

しかし、地震は継続的に続いていましたので、休日ではありますが、同様の大きな揺れがあった場合は必要に応じて管理職から連絡をし、対応することとして、その日、16日の土曜日は10時ごろ解散いたしました。

小学校については、18日の月曜日になりますが、朝礼にて全職員、地震の際の避難経路の確認を行うとともに緊急地震速報への迅速な対応を行うために、全職員携帯電話の所持を校長から指示いたしました。児童については、登下校時の地震発生への対応について各クラス担任から指導を行い、18日の下校時には保護者に対して、児童に指導を行った内容を含め、「登下校時等における地震発生への対応について」というお知らせを出しまして、家庭での注意等についてお願いをいたしました。

それから、その後の対策や協議への取り組みということでございますが、学校、教育委員会としては、日ごろから防災に対する取り組みを行っておりますので、そのことについてお答えしたいと思います。

まず、教育委員会は年に1回火災による避難訓練を行っております。これは法に基づく避難訓練で、各施設、関係職員全員参加して実施しております。

小学校におきましても同様に、年1回訓練を行っております。自らの命を守るために安全に行動できる能力や態度を身につけさせるということを狙いで、地震・津波に対する訓練を行うとい

うことで、児童に非常時の行動を身につけさせることをしております。

また、学校では、安全確保危機管理マニュアル、これを作成いたしましたして、職員全員がマニュアルを十分理解して、地震・津波などの災害のみならず、火災とか事件、事故、学校給食などあらゆる場面での児童の安全確保に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の地震は夜間と休日であったわけです。この場合、学校の施設内、学校の教育現場にいたわけではないんですが、仮にこのようなときに同じような場面で吉富町で被害があったとすると、子供たちの避難というのは各自主防災、各自治会単位に預けられる形になると思うんですね。それに伴って、例えば教育委員会や学校というのは、この自主防災組織とそういうときの対策とか、何か連携とかいうものはやられているのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 教育長。

○教育長（園田 陽一君） もうちょっと説明を、済ませません。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平日の日中であれば、子供は学校にいますから、学校の方たちがそういう対策をとってくださっているんだと思うんですね。

今回の地震は14日の夜9時です。夜9時に子供はどこにいますか。（「家」と呼ぶ者あり）ですね。16日は土曜日です。学校お休みです。家にいますよね。ということは地震が起きたとき、その子どもたちは誰が引き連れて、誰が避難させる、まあ親でしょうけど、各自治会は自主防ですよ。学校教育現場じゃないですよ。先生たちが見るわけにいきません、一件一件。だからそういった形に向けて、教育委員会としても、というのが自主防で例えば会合だとか、訓練とかをいろいろ想定するときに、子供たちがいる前提じゃないんですね。あくまでも家にいる人、子供たちが入ってないんで、そういうことを今後は子供たちにそういう取り組みをするのか、連携されてるのかどうなのかというのをちょっとお聞きしたい。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 子供さんたちに対しては、まずは親御さんが避難する際に誘導していただきたいと思います。その中で、自主防との連携が必要な場合は親御さんを通じて自主防との連携を図っていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） なぜお聞きしたかということ、例えば、そのときにたまたま日曜日

休みとかで、子供だけは家にいると、親御さんは仕事に行っているとかいうこともあると思うんですよ、いろんな場面が。子供たちに、例えば、何かあったら町ではこういう自主防災っていうのがありますよということを、それを親が教育するのか、じゃなくて学校のほうで何かそういったことを取り組んでますか、説明してますか、先ほど通知があるとか、登下校のときに通知したとか言うんで、そういうところにこういう形もありますよというようなことをやられているのか。例えば町でもいいんです。どちらでもいいんです。そういうことをやられるのか、やっているのかというのをちょっとお聞きしたかったんです。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えします。

学校を離れたら、もう責任は保護者かなというふうに思いますので、保護者のほうに自主防災組織があるというのを子供さんに説明しても、中学生ぐらいになれば理解ができるかもしれませんが、小学校低学年になって、自主防災組織のことを説明しても、ちょっと理解できない面があるかと思います。だけど、今、議員さんおっしゃるように、親御さんがいないときにそういった地震が起きた場合は、町も防災無線等を通じて情報を流します。自主防も連携が必要になってくるかもしれません。今後、そういったことも検討していこうかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと次に行きますけど、例えば自主防でも何度か中で質問があったと思うんですね。学校も一緒に話し合いに入った方がいいんじゃないですか、みんなでやった方が、町全体としてやったほうがいいんじゃないですか。例えば、年に一遍の防災訓練ですか、あのときも本当は子供たちが自発的ではなくて、学校の行事として一緒に参加してやるかという方法も一つの形じゃないのか、だから、そういったことを取り組む用意があるのかなのか、ちょっとその辺が1点お聞きしたかったんで、こういう質問をしました。今のところは子供に対しては、学校を離れば家で自分たちが面倒を見ろということなんで、ちょっとその辺は残念に思いますが、ちょっと次の質問に移ります。

町のホームページとネットの活用について。町が今回リニューアルしましたホームページの改修点と運用についての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

町の新しいホームページの改修点と運用についてということでございますので、まず、町の新しいホームページの改修点についてなんですけど、以前のホームページから主に変わった点といたしましては、国の地方創生の先行型の交付金を活用させていただきまして、観光サイトのリニ

ューアル、そして、子育て支援の特設サイト、それから移住定住の促進の特設サイト、これらの構築を行ったところでございます。

この町のホームページの行政サイトなんですけど、これについては、ホームページを開いた際に、町のPRしたい事柄が写真を用いて視覚的にそういったのを訴えることができるメインスライドや、「町民の方へ」とか、「事業者の方へ」、また、「こんなときには」などの対象者や目的に応じまして、記事を提供できるように、新たな分野による情報発信、また、吉富町ホームページにて月ごとに「お題」とかいうのも投げかけて、町民の皆さんからの御意見やアイデアを募集する、そういった「よしとみ談義」、さらには吉富町のイベントを取りまとめました吉富イベントポータル、それなど、このほかにも多々、多数いろんな機能を追加・搭載いたしましたところございます。

それと、運用についてなんですけど、基本的にはホームページに掲載される記事につきましては、各課ごとに作成をしていただいておりますが、ホームページに掲載する記事の内容の最終的確認やホームページに掲載された各種機能などの総括的な管理につきましては、この企画財政課のほうで行っておるわけでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この地方創生を使って、ホームページのリニューアルという鳴り物入りでつくられたということをお聞きしておりました。私も4月に新しくなったやつをいろいろ見て、町もこういうふうに変更してきたんだなというふうに喜びながら見てたわけです。

それで、例えば観光にかなり力を入れたということをお聞きしてましたので、私もだからまず観光面を見てみました。吉富町散策マップを作成しましたというふうに書いております。これを見ますと、リニューアルで宣伝されてますから、町民も利用者、よその町の人でも、これは一番新しい情報だろうなと思って見ると思うんですね。ああ、吉富町はこんなに変わったんだと思って。

そこで、吉富町へ行ってみようと、吉富町散策マップというところを開きます。ここを見て、まず古表神社ですとか、天仲寺山公園とかに行ってみようかなとやっぱり思うわけですよ、人は。と思います。で、その後に、じゃあちょっとお食事は吉富町でしてみようかなと思ったときに、ここにフォレストというお店屋さんがあります。ここでハンバーグを食べようかなと。それか、「あ、すごいな、吉富町にはトルコ料理があるぞ」と。アイレカフェっていうものがあると。そういうふうに見た、そういう方が行く。この情報っていうのは正しいんですかね、どうなんですかね。例えば、吉富町は地方創生を人口をふやすために、観光客をふやすためにというふう

取り組んでると思うんですが、このやり方が果たしていいんでしょうかね。ちょっとその辺お聞きします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、観光サイトの中にもろもろのメニューがあるわけですが、残念ながら、この4月1日のリニューアルの段階で更新できたものとできなかったものが残念ながらございます。この4月1日に全てのデータ等を更新できればよかったです、行政ホームページ、いろいろなところを全て一気にリニューアルを行いました関係で、記事として更新が間に合っていないものがございます。こういったものにつきましては、早急に新しいメニューに変えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 表紙だけのかけかえだったのかなと、やっぱり思わざるを得んわけですね、こういうものであると。結局、丸投げしたために、こういうところ、細かいところが見れないのかなと。これなんかPDFですから、例えばバツテン1個入れるだけでもいいわけですよ。もしくは、ここにPDFから落とせるサイトがありますね、一番最後に。ここに最新の情報ではございませんとか、一言入れるだけで変わると思うんですよ。多分、リニューアルされたと聞けば、これが一番最新と思ってみんな見るわけですね。私もこれ一番最新で、「ああ、新しいのできたんだ」と思っておとしたんですよ。そしたら違うということで。ちょっとこの辺は、もう少し業者さんに投げてするのではなくて、使う側の利便性というものを考えながらやらなければ、この町の新ホームページを新しくしたというのが、いまいちもったいない、財政的にこれが投資と合うんかなとやっぱり思ってしまうわざるを得ない。

だから、ちょっとその辺は急いで、特にこういう観光という重点項目は大事なことだと思いますから、そういうところはすぐに直していただきたいと。これなんか、バツテン入れるだけでいいんで、とりあえずはですね。新しいものをつくれれば、5,000部つくれば、またお金がかかるんでしょう、実際につくってしまえば。でもホームページのPDFの上なら、バツ印つけるだけで済みますから、それだけでもすぐにしてほしいなと思います。

続いて、SNSの活用、ソーシャルネットワークサービスというやつですね。この活用と意義についての説明を求めます。というのが、今回のホームページと同時に、吉富町はツイッターやらフェイスブックというものを始めております。この辺について取り組んだ理由、そういったものの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

平成27年度の吉富町ホームページの大幅なりニューアルに合わせまして、フェイスブック、ツイッターの各種SNSアカウントを開設いたしております。LINEアカウントにつきましては、子育てに特化した内容を発信すべく、現在、アカウントの作成の申請を行っているところでございます。

このフェイスブックですが、このフェイスブックでは、町の一般的な情報を主に発信する吉富町アカウント、あと、観光情報や移住定住の情報など、主に町外の方に向けた情報を発信する「来ちゃらん？よしとみ」というような名称をつけてるんですけど、そういったアカウント、それからツイッターのほうでは、同じく町の一般的な情報を主に発信する「福岡県吉富町」アカウント、こういうものがございまして、これとホームページと誘起的な連携によりまして、町の旬な情報の発信など、SNSのアカウントを活用しているところでございます。

このSNSなんですけど、ホームページよりもダイレクトで迅速な情報発信、それから情報提供がそういうふうにならざる、可能であるということでの拡散力、こういったものにもたけている特徴がありまして、今後は、このSNSの積極的な活用を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる説明されましたが、いわゆるソーシャルネットワークサービスというのは、今言われたように、ホームページというのは、いちいちパソコンとかで開いていかなければいけない。しかし、ソーシャルネットワークサービスの関係は、ほとんどが携帯同士でつながってるんで、こちらで更新すれば、すぐにこちらにも入るという一斉メールみたいなものと思っていただいたらわかりやすいんですが、ということで、たぶん町もこれを少しでも情報を早く皆さんにお伝えするためのツールとして、今回取り組んだんだと思います。いいことにしろ、悪いことにしろ。

では聞きます。即時情報発信ツールとして新規導入したのだと思いますが、今回、一番大事な町民への安全に対する情報発信はどうだったんでしょうか。

例えば、4月14日から16日未明にかけて、このソーシャルネットワークサービスをつかった配信についてちょっとお聞きしたいんですが、ここにフェイスブックとツイッターのコピーがあります。吉富町は、4月13日に「平成28年度住宅用太陽光発電設備及び太陽熱利用設備設置補助金について」というページと、13日の同じく、「個人番号カード交付のため休日開庁いたします」というふうなことが書いてます。その次に更新されているのが、4月18日、「別府公園水と光のスペース21の前の花壇に、シバザクラがきれいな花を咲かせています。美しい

2色のじゅうたんのように咲き誇るシバザクラは一見の価値あり。近くを通る際はぜひお立ち寄りください」。大変いい観光情報だと思います。

しかし、先ほどいわれたようなダイレクトな発信という意味で言うと、13日から18日の間にあいているというのは何ででしょうか。先ほど総務課長の質問のときにも言うておりました。

「町民に対して安全という言葉は出さなかったけれど、発信したいとは思っていたけれど、発信できなかった。今となってみれば後悔している」と。「次はそうはしたくなかった」と。ではせめてこういうところに情報が載せられなかったのかなと。「震度3がありました」とか。そこは私はそう思うんですね。このソーシャルネットワークサービスというのは、本来、そういったところに一番強い武器なわけですね。東日本大震災のときに、一番使われたのがこのソーシャルネットワークサービスですね。今回、熊本地震でも、行政が立ち入れないところはソーシャルネットワークサービス同士で避難民たちが自分たちで自分たちの情報を共有したことによって、先ほど、ほかの議員さんが言うておりました、例えば車中泊されてる方とか、テントで暮らしてる方とか、何が足りない、どこにいる、どこが安全、どこにいますかとかいう情報を回したわけです。

そのために、多分、吉富町もせっかく始めたんじゃないかなと私は思ってたんですが、当日から見てみると全然変わりが無いと。18日にこれが載ったんで、あらと思ったんですが。先ほどの説明と若干矛盾するのかなと。

例えばホームページをつくったときも、町のために、表向きのかけかえだけじゃありませんよと。表紙だけのかけかえじゃありませんよという意味で、わざわざSNSを始めたのに、なぜこれを利用しないのかなと。何でしなかったのか、ちょっとその辺についてお聞きします。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） こういったホームページ、またはSNS等の管理をやっていまず関係での企画財政課としてお答えさせていただきます。

先ほどの運用のところでも申し上げましたが、この記事の内容につきましては、関係各課のほうで記事を作成し、企画財政課のほうに記事の内容を上げていただきます。それを中を確認した上で、それをホームページに上げるのか、SNSのほうにもっていくのかというようなことは企画財政課のほうでやっているんですが、記事の情報が上がってこなかった場合は、そういったことができませんので、そういったことで企画財政課としては今回の地震についての情報は流れることはなかったということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 先ほど、防災無線のときにも申し上げましたが、非常に悩んで、流

そうかどうかというのを悩んだ結果、住民に不安を与える危惧がございましたので、流さなかったという理由でございました。今回もそういう理由で、しなかったということでございます。今後ですね、今後はこの熊本地震ではなくて、もし不幸にもそういうことが起こった場合は、今回の反省を含めて行っていきたいというふうに答弁をしたつもりでした。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いません。もう先に言ってしまいましたんで、どっちでもいいやというふうにお聞きしましたんで、ちょっとこの件はこれ以上言ったって無駄ですから、次、行きましょう。

3番目、放課後保育児童についてお聞きします。放課後保育について4月からの4年生～6年生の人数は何人なのか。全体の学年数は何人になったのか。部屋割りはどういうふうな配置になっているのか説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

1年生が42名、2年生が41名、3年生が17名、4年生が9名、5、6年生各1名ずつで合計111名でございます。

部屋割りでございますが、1、2年生は新しい教室を使用しており、3年から6年生は従来ある教室を利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 1、2年生が新しいところで、3年生から6年生までが古いところゆうことを言われたね。わかりました。

ここの責任者というのは、実は前回も聞いたと思うんですが、責任者は誰になるのか。その責任者という方はここに常駐をされているのか。ここの職員の中に正規職員という形でいいんかな、いわゆる公務員の方が何名で、非常勤の方が何名、臨時職員になるんかな、が何名おられて、どういった普段配置になっているのか、ちょっとその辺を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） お答えさせていただきます。

放課後児童クラブの責任者は健康福祉課長の私でございます。私が唯一の正規職員でございます。あと6名は嘱託の指導員でございます。そして、そのほかに代替の指導員として3名ほど配置しております。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっとどうなんですかね。課長、いつもあっこにいないよね。大丈夫なんかね。まあいいや。

先ほど、次の2番の今回の新部屋と旧部屋の利用内容と状況は、もう説明がありましたので、ここは省いて、ちょっと次に行きたいと思うんですが、何回も何回もホームページの話をして申し訳ないんですけど、今回町がリニューアルしたホームページの上では、学童保育のところについて、1年生から3年生のままなんですよ。たしか、うちは吉富町は1年から6年までに今度拡充されたんじゃないかなと思うんですけど、1年から3年生と書かれてるんですよ、残念ながら。これ、きのうのプリントです。利用申請書のほうは確かに新しい平成28年度なんで、見れば1年から6年とは書いてるんですよ。でも、普通はまず表紙を見て、ここで見たときに、1年から3年、「ああ、じゃあだめなんだ」と思ったら、まずその利用申請をとりませんよね。先ほど企画課長がまだ全部が更新できてませんと言ったので、細かいとこ言っても仕方ないんですが、先ほどと同じように、子供たちにかかわる今人口施策をやってるんでしょう。だから観光面だとか、こういう子供をふやそうとか、子供たちに対するフォローをしようというふうに吉富町はやっているんじゃないんですか。ということは、こういうところをまず最初にやらなきゃいけないんじゃないじゃ、例えば、ここ、1年から3年、今まではそうでした、今後は6年までできますよとか、大きく書けば、みんな見たときに、あ、すごいなと思うんじゃないんですか。こういうところをやらなければ、本来の人口施策にたどり着かないかと僕は思うんですね。

だからこそ、さっきのホームページにしても、細かいところ言って申しわけないとは思いますが、こういうところをちゃんとやらなければ、結局ホームページのリニューアルしたお金というのは無駄やったんかと思ってしまうやないですか。皆さんも大変にやったと思います、このホームページ作り直した中、1個1個確認するのは。でも、やはりその中でも大事な部分というのは、まずやってくれなきゃいかんやないかなと思うんですね。

先ほど午前中の質問の中で、放課後児童の送迎支援の内容についてということで、ちょっと同僚議員が似たようなことを言っていたんですが、例えばここの送迎支援員、今、防犯組合に委託されていると午前中説明されたんですが、その方が休む場合とかそういう場合は、どういうふうな手配になっているんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしますと、その方に出す費用、前回、4万円とか、何かこういうふうに言っていたと思うんですが、休んだときは、これは日割りになるんでしょうか、どうなるんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） 休む場合はどうなるかという御質問でございますが、私どもは組合にお願いしているので、組合内で対応になると思います。

そして、私、時々、今の指導員の方と放課後いろいろ現地に行ってお話するんですが、そういう心配もございます。突如としてそういう指導ができない場合はどうなるんでしょうかというような質問があるんですけど、何か、今のそういう送迎支援をしている姿を見て、私もやってみましようかちというような、そういう声もあるとは聞いております。あくまでもボランティア的な事業でございますので、町民の方で、そういう志のある方の協力が、ぜひ必要だと思います。

そして、日割り計算ですかね、休んだ場合はどうなるのかという。年間通して防犯組合のほうに、年間、国の基準額の43万5,000円をお願いをしております。あくまでも有償ボランティア的な取り組みでございまして、皆様方のまた御協力をお願いしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 濟いませぬ、もうちょっと4番は、財政計画、また次行きますわ、ちょっと時間ないんでね。

今ちょっとお聞きした中で、ほかの方にもお願いしたいというふうなことを、今、説明受けたわけですが、一応これ受けるときに、多分、その防犯組合に委託という形にしていないと、これができなかったと思うんですね。で、次、誰か町民でしたいという方がいらっしゃったときに、どうなるんですかね。防犯組合に入ってから、それで一緒にやるわけですか。それとも、その方がまた新たに団体を立ち上げるみたいな形でするんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（上西 裕君） あくまで防犯組合を窓口ということでございますので、そういう志のある方は、防犯組合に入られて、そういうボランティアです。（笑声）失礼します。

以上です。（笑声）

○議長（若山 征洋君） はい、どうぞ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） はい、濟いませぬ、あのね、防犯組合のほうもちょっと人数的に結構厳しいとお聞きしていますんで、以前、たしか防犯組合を教育委員会のほうで募集かけてもらったやないですか、こんな活動ありませんかという。で、あの中で、多分その今の話は入っていないんで、もしまた次出すときは、そういうことを入れてもらってね、文面に入れて、その募集をかけてほしいと思います。

町は、法と条例を守り、町民サービスを行うことが、もちろんではあります。最優先されるのは、町民の安心安全で住むことだと思っております。そのことを今一度皆さん再認識されて業務遂行することを願い、どっちでもいいみたいな、町民をないがしろにするような施策ではなく、真摯に町民のために頑張ってほしいと思い、私の質問を終わります。（「暫時休憩、暫時休憩」「賛成」と呼ぶ者あり）

.....
○議長（若山 征洋君） はい、暫時休憩。

午後 2 時 00 分休憩

.....
○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

太田議員。

○議員（3 番 太田 文則君） 本日最後の質問になります。風邪を引いてちょっと聞き苦しいことが多々あるかもしれませんが、最後までお付き合いをよろしくお願いいたします。

もう午前中から午後一にかけて、かなりその震災等で議論された中で、改めてするのもおかしいなどもあるじゃろうし、重複するとも多々あるかもしれませんが、通告に沿って質問していきたいというふうに思っております。

4 月 14 日、16 日に、熊本、大分を震源とする、震度 7 の地震が発生しました。本町にも地震による揺れが生じ、町民は不安と恐怖で眠れない夜を過ごしたことと思います。誰もが九州にこのような大きな地震が発生するとは、想定もしていなかったことではないでしょうか。被災地では、テント生活、車中泊など日ごろの生活とはかけ離れた生活をいまだに送っている方々もいます。本町に置き換えたらどうでしょう。人ごととは言えません。今、日本では地震の活動期に入っていると言っても過言ではないと思います。本町は災害が少ないかと言っていますけど、安心はできません。身近な断層といえば周防灘断層、池田断層、別府の万年山断層などがあります。いずれかの断層が活発になれば、本町にも多大な被害が想定されます。先週の 16 日に本震が発生して 2 カ月がたちました。ようやく仮設住宅が完成して、入居が始まったとニュースで知りました。そのくらい時間と日数がかかるわけです。避難所生活では、女性のプライバシーを守る観点から、授乳室、更衣室の取り入れることがなかなか進まないとか、福祉避難所が充実されてないなどの問題が多数上がっております。このようなことを背景に通告に沿って質問をしていきたいというふうに思っております。

まず 1 番目、災害時の避難所の充実についてということで、まず 1 番目です。

避難所の指定個所に風呂、シャワーなどの衛生面の準備はできてるのか。ということでお答え願います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

町内 12 ある避難所のうち、公共施設が 9 カ所、神社やお寺が 3 カ所となっており、公共施設 9 カ所のうち風呂がある施設はございませんが、お湯の出るシャワー設備がある避難所は小学校、

フォーユー会館、あいあいセンター、保育園の4カ所となっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） これ、時期的なものだと思うんですよね、震災というのは。その、冬場だとそんなにお風呂だとか、シャワーとか浴びなくていいんですけど、夏になるとどうしても汗をかいたり、そういった面で、いろいろO 157だとか、そういった変な病原菌が発生して、それが広まるということも考えられます。過去の震災を見ると、阪神淡路が1月、東日本が3月、熊本が4月ということで、夏場に起こってないんですけども、そういうこともまず想定しないといけないというふうに思っていますし、風呂というのは、なかなか入るにしても人目を気にしたりとかいうこともあると思うんですが、シャワー室ぐらいは完備してもいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、今、4カ所、シャワー室があるということですけども、これって大体4カ所に4個ですか、それとも小学校に3つあるとか、フォーユー会館に4つあるとか、全部で大体、何カ所ぐらいあるんですか、シャワー室が。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 小学校は保健室内にあります。フォーユー会館は楽屋の控室にあります。あいあいセンターは多目的室の横にあります。保育園は園児用の沐浴みたいなやつですね。でありますので、私は全部目で確認してないんですが、1カ所ずつだというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 今回、熊本地震のような、町のほとんどの方が避難されるような状態になったときのことを考えたときに、この4つの洗体設備で果たして充実してるのかということだというふうに思っておりますので、スペース的な面もあるでしょうし、予算面もあるでしょうけども、身近なところで起こったということをも、念頭に置いてですね、前向きに、少しでもそういった避難所が充実できるような避難所を作っていただきたいというふうに思っておりますが、その件について、御答弁お願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

シャワー室につきましては、今ある施設を避難所として活用するというようにしておりますので、そこに避難のためのシャワー室を作るというのは、今のところ考えておりません。ただ、シャワーだけではなく、以前、太田議員からも質問があったんですが、マンホールトイレですね、これについては、今、計画を具体的に動かそうというふうに思っております。財政計画の中にも、

これは、実は盛り込んでおります。ですので、近い将来ですね、このマンホールトイレは何とか設置をしたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） なかなか、その災害に向かって、吉富町が一步土俵に上がったかなと、近隣の市町村に比べて一步前に進んだかなというようにして、今、答弁を聞きました。シャワー室は、今後前向きに考えてですね、身近に起こった震災を教訓に、少しでも避難所生活を送る方々に、少しでもくつろぐというか、充実した施設を提供してあげていただきたいというふうにお願いをしまして、次の質問に移ります。

1の2、町内に福祉避難所として何カ所あるかということで、指定していなければその指定を行い、避難所として機能などの充実を考えてはどうかと、既に指定している場所も同様でございます。これについての御答弁をお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 現時点で、福祉避難所として指定している福祉施設は、吉富あいあいセンターの1カ所でございます。今後は、町内の老人福祉施設等をお願いをいたしまして、福祉避難所として指定させていただきたいというふうに考えております。避難所としての機能充実につきましては、指定をさせていただいた福祉施設の既存の設備を活用して、福祉避難所として利用させていただくわけでございますので、町がその福祉施設の機能充実を行うというところは、今のところ考えておりません。あいあいセンターにつきましても、先ほど申し上げましたように今ある施設を活用して避難所としたいと思っておりますので、避難用に特に充実をしたいというふうには、今のところ考えてはおりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 福祉施設、特別養護老人ホームが町内に2カ所あります。その2カ所のうち、両方とも確か50床50床だと思うんですが、その50床が満室のときに、いざ、震災、地震が起こったときに受け入れが、まずできませんよね。要はその障害者だとか、福祉避難所というのはただこの高齢者だけではなくて、妊婦さんだとか乳飲み子を抱えた、ミルクを飲ませないといけない、そういう方たちも、要は幅広いんですね。福祉避難所ではもうただ高齢者だけという捉え方をされる方多いんですが、そういう方ももちろん福祉避難所に入れる権利はあるんですね。そういった中で、特別養護老人ホーム2箇所の指定はもらえました。実際、震災が起きて、そういった方たちの受け皿が、町内に指定はしてるけども、そういう完備はされてない、施設は満杯だ、そうなるとうそういう人たちの、今回、この熊本で、私初めて福祉避難所というの

を知ったんですね、どういうことかなと、テレビ等で。パソコンのインターネットで調べたんですけども、やっぱり、避難所というのは、段ボール等で囲まれて、自分のゾーンというのが決められていると思うんですけど、友達もその中にはいるかもしれませんが、いずれにしても寝泊まりするゾーンはここですよというふうな感じで、自分のまあ、要は縄張りですね、縄張りを決めてしまうわけですね。そういったときに、女性だけだとか、今言う、授乳をやるときに、のぞき見をする方がいたとかですね、女性のプライバシーを要は損なうっちゃうかね、そういう守られてないようなことがあるわけですよ。今回の地震を教訓に、まあ、もちろん国、県の指針が出ないと、町独自の一人歩きちゃうのはなかなか難しいでしょうけども、それもその国、県の指針にプラス吉富町独自のですね、こういうふうにしてやりたいというのも、これは入れてもいいんじゃないかなというふうに個人的には思ってるんですけど、要は何が言いたいかわっちゃうと、そういう特別養護老人ホームが満室のときに、じゃあ、町としてどういう対応をするんですかということなんですね。デイサービスとかいろいろ施設はいっぱいありますけども、契約してないとももちろんいけないでしょうし、地震があったから受け入れできますよとかいうことも、近隣の市町村から言われると、いずれにしろパンク状態になりますからね。そういったところへの対応はどうするのかなということなんです。なかなかその身近にそういうことが起こってないから返答には困るでしょうけども、特別養護老人ホームのその部屋じゃなくて、一つの広いフロアがあって、そこに仮設のベッドを置かしてもらおうとかですね、そういうふうな動きというのはできないんですかね。ちょっとお答え願えますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 福祉施設にお願いした福祉避難所については、あくまでも福祉施設個人のものでございますので、受け入れられる範囲内で受け入れをしていただきたいというふうに思っております。そこで受け入れられない方については、吉富町の避難所の中で受け入れをして、できる限りの対応をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ぜひ、充実した、みんなが満足いく避難所は、なかなか難しいでしょうけども、少しでも充実した一歩先に出た吉富町のそういった避難所を作っていただきたいというふうにお願いを込めまして、2番目の質問に移ります。

災害時の迅速かつ適切な対応のための対策対応の流れはどうなっているのかということ、これについてのお答えをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 災害時の対応につきましては平成25年10月に策定いたしました

吉富町地域防災計画に風水害や地震・津波といった災害種別ごとに職員、消防団員、自主防災組織やその他、関係団体の行動指針が定められております。

また、職員には、この地域防災計画に沿った職員初動マニュアルを全職員に配布し、災害時に自分がどのような役割を果たすのか、フローチャートなどを載せ、活用し、マニュアル化しております。

また、年1回実施している防災避難訓練では、職員、消防団員、自主防災組織が災害情報の読み取り方や、避難勧告等の発令に併せて、どのような行動が必要かといった災害対応の流れを実際に体験していただくことにより、いざというときに迅速かつ正確な行動がとれるよう準備をしているところでございます。

今後もあらゆる災害を想定した訓練等を通じて、更なる地域防災力の向上につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 熊本地震が起こって、素早い物資の供給等を聞きました。なかなか早い動きでよかったんじゃないかなというふうに、私は個人的には評価しております。この災害時の迅速な流れというのは、なかなか訓練と実際とは、なかなかかみ合わないところもあるんでしょうけど、2番目に書いているように危機管理室、危機管理課という、こういう課なり部屋を設けることによって、その人たちといかに被害を最小限に抑えるかという、減災も含めてやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。この危機管理室について新設はどのように考えていますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 危機管理室の新設をしてはどうかという質問でございますが、結論から申し上げますと、現段階では、危機管理室・課の新設は考えておりません。

吉富町の行政規模からいたしますと、防災に特化した課の新設は大変厳しいものがございます。現在、防災は総務課が担当しておりますが、専任の職員はおらず、複数の事務を兼務しながら災害対策基本法などの目まぐるしい体制に対応をしているという状況でございます。危機管理室、危機管理課というように災害に特化した課の必要性はないとは言い切れませんが、吉富町の規模からいたしますと、他の業務も遂行しながら防災対策も講じていくという方法をとらざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） そうですね。総務課がいろいろ兼務しながら作業してると思いま

すが、何年前か、伊豆大島で、台風だったのかな、山が土砂が流れて、そのとき町長は不在、出張してました。副町長と一緒に帯同しちよったのかな。その当時、総務課長が指揮を執ったという、5、6年前の話だったかな私もちょっとあんまり覚えてないんですけど、そういうその中で、いつ災害というのが起こるかわかりません。これは後でまた出てくる課なんですけど、とりあえず、災害、地震とかいうのは東にばっかしにあったんですね、伊豆の地震、関東地震という感じで、東日本もあったし、東ばっかしに地震が起こるだろうというふうにして想定しておりましたが、今回は、熊本、九州、身近なところで地震が起こったと、これは、我が町においても早急に、何か一つ災害についてですね、早急に手を打つべきではないかなというふうに思っております。これまた後で触れたいと思います。

3番目、職員の再任用について、以前同僚議員が質問したと思いますが、再度質問させていただきます。

これについて、職員の再任用について1番、近隣自治体等の再任用制度の活用状況、もしわかればお答え願います。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 京築管内の他の市町の活用状況を調べました。それによりますと、吉富町を除いた6市町のうち5市町で再任用制度が活用されているという現状でございました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） これ、再任用制度が施行されたのが平成13年4月1日というふうにお聞きしましたが、今まで、吉富町において、この再任用の制度を活用した方は過去にいらっしゃいますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） おりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 平成13年というと今から15年前ですね、私が会社に入ったころは定年制が55歳でした。今はもう、60が当たり前です。60から65に移行されようとしてます。それに伴って、年金を払う人が少ないですから、要は、年金の受給ですね、報酬比例分がその当時は60歳、定年するとすぐ60歳からもらえとったんですね。今は、もう62歳、下手すると、もうあと4、5年後に辞められる、定年を迎えられる方は、64歳が当たり前、それで65で満額もらうという流れだと思いますが、そうすると62でもらう人が2年間、要は仕事も何かするにしても、するんでしょうけど、こういう制度があるんですね。ぜひ、28年度末、

予定でいけば2名退職者が、定年を迎える方が2名いらっしゃいます。29年度末で3名いらっしゃるわけですね。ここ2年でもう5名の方が定年を迎えられるわけですね。定年を迎えて、再任用制度をすると、適任制の人数にカウントされるということだったと思うんですけど、それ、間違いないですかね。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） フルタイムで再任用いたしますと定員の中にカウントされます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） ということはフルタイムじゃなくて、パートでやればカウントされないわけですね。そこなんですよ、要は、なんていうかね、民間と公務員、違うんでしょうけど、私が前いた会社は、60で辞めて、1年1年で更新していくわけですね。ま、その適任社員数というのがもちろんあるわけではないんですけども、要はもう、働きたければ、1年内に更新すれば働けるわけですよ。これ、条例が平成13年に施行されましたから、その条例を文言を変えとかいうことができなないんですか、例えば、フルタイムで定年後の、もちろん給料は下がりますから、一般職の、現役のときともちろん給料は違いますから、そこで一つふりいにかければ1こ落ちますよね。そういった中で、60から来たいけども、そういうふうにして、適任のカウントにされる。そうすると後から募集をかけたいけどもちょうど適任の人数にカウントされてるから、その人たちが辞めない限り採用できないわけですよ。だからそういうことを定年退職者たちが後のことを思ってですね、この再任用制度を活用しないのか、それとももう60で年金を貰えるから今まで働かなかったのかということ、3番目にこの検証を行ったかというふうに書いてますけど、その点どう思われますか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

再任用制度につきましては、議員おっしゃるように平成13年4月から施行されておりますので、制度の存在については皆さん御存知、承知してるというふうに思っております。それなのになぜ、今までゼロだったのか、検証されたのかという御質問だと思いますが、特に皆さんに、なんでしなかったんですかというような検証はしておりません。今までは、部分的に年金があったんですが、平成25年度から無年給、年金がない期間ができてきますので、今後、希望される方が出てくるのではないかなというふうには思っております。検証はしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 退職説明会とかいうのはもちろんあると思うんですけど、そうい

ったときにこういう制度を活用しますか、とか、どうされますかというようなのは打診はされるんですか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 市町村職員共済組合が退職者を対象に退職者セミナーを行っております。それを私受けてないんで、内容もちょっとわからないんですけども、年金の制度などを解説したりしてるというふうに聞いてますので、当然その中には再任用についても触れているんじゃないかなというふうには思っております。確認したわけではございませんが、多分してると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 先ほどの危機管理課にまた戻るんですけど、こういうことですね、新しい課を、退職者たちの集いじゃないけど、集まりを作るというのもちょっとおかしな話なんですけど、町はベテラン職員がいらっしゃるじゃないですか、優秀な方。そういった方たちの集まりの場を、町の発展のために、減災のために、尽くしていただくという、窓口を作ってあげるのも一つのやり方。やっぱり、課長をしとった方が、例えばその課に残らずよその課に行つてしよつたらやっぱ、職員もやりずらい面があるんじゃないかなというように思っております。だから新しい課を作って、そこに。いろんなやり方もあるでしょうけど、そうすることによって、この再任用制度が生きてくるんじゃないかなというように思っております。

最後に災害について、お願いというか、あれになりますけども、町全体の被害を想定したシミュレーションなどを行う必要があると思いますし、町民の安全を守る行政には慎重すぎるくらいリスク管理をお願いしたいと思ってお願いをしまして、本日の一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） これにて一般質問を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後2時34分散会
